

奈良市公報

第47号

令和3年5月6日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
4	1	179	徴収事務の委託	西部出張所住民課
4	1	180	平成20年奈良市告示第202号（後期高齢者医療制度に係る本人確認事務取扱について）の一部改正	福祉医療課
4	1	181	徴収及び収納事務の委託	会計課
4	1	182	徴収及び収納事務の委託	会計課
4	1	183	指定代理納付者の指定	納税課
4	1	184	徴収事務の委託	納税課
4	1	185	徴収事務の委託	廃棄物対策課
4	1	186	令和3年度一般廃棄物処理実施計画	廃棄物対策課
4	1	187	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	188	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	189	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	190	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	191	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	192	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	193	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	194	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	195	徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	196	市道路線の廃止	土木管理課
4	1	197	市道路線の認定	土木管理課
4	1	198	道路の区域決定	土木管理課
4	1	199	道路の供用開始	土木管理課
4	1	200	道路の区域変更	土木管理課
4	1	201	道路の供用開始	土木管理課
4	1	202	道路の区域変更	土木管理課
4	1	203	道路の区域決定	土木管理課
4	1	204	道路の供用開始	土木管理課
4	1	205	自転車歩行者専用道路の指定	土木管理課

4	1	206	歩行者専用道路の指定	土木管理課
4	1	207	収納事務の委託	保護課
4	1	208	収納事務の委託	保護課
4	1	209	民生委員の定数	福祉政策課
4	1	210	予防接種の実施	健康増進課
4	1	211	徴収事務の委託	環境政策課
4	1	212	固定資産課税台帳に登録すべき令和3年度の固定資産の価格等の登録	資産税課
4	1	213	奈良市公報号外第18号に掲載	住宅課
4	1	214	徴収事務の委託	障がい福祉課
4	1	215	徴収事務の委託	医療政策課
4	1	216	徴収事務の委託	保健衛生課
4	1	217	国土調査の実施	土木管理課
4	1	218	徴収事務の委託	文化振興課
4	1	219	国土調査の実施	都祁行政センター地域振興課
4	5	220	放置自転車等の処分	環境政策課
4	5	221	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
4	5	222	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
4	5	223	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	5	224	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	6	225	放置自転車等の保管	環境政策課
4	6	226	奈良市公報号外第18号に掲載	建築指導課
4	7	227	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	7	228	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
4	9	229	放置自転車等の保管	環境政策課
4	9	230	建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取	建築指導課
4	9	231	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
4	9	232	包括外部監査契約の締結	法務ガバナンス課
4	9	233	新型コロナウイルス感染症予防接種の実施	新型コロナウイルス接種推進課
4	9	234	住居番号の設定	市民課
4	12	235	放置自転車等の保管	環境政策課
4	13	236	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	13	237	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	15	238	放置自転車等の保管	環境政策課
4	15	239	奈良市公報号外第18号に掲載	保健・環境検査課

4	15	240	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
4	15	241	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
4	15	242	道路の位置指定	建築指導課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
4	1	16	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
4	1	17	収納事務の委託	企業出納課
4	1	18	収納事務の委託	企業出納課
4	2	19	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
4	7	20	奈良市公共下水道の事業認可及び変更図書の公衆縦覧	下水道事業課
4	12	21	奈良市公報号外第18号に掲載	経営企画課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
4	7	4	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第179号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により奈良市営西部会館駐車場使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 委託を受けた者の所在地及び氏名

奈良市三条本町8番1号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 西谷 忠雄

2 委託した事務の範囲

奈良市営西部会館駐車場使用料の徴収事務

3 委託した期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第180号

平成20年奈良市告示第202号(後期高齢者医療制度に係る本人確認事務取扱について)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

本人の場合

① 以下1点のみ

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証(有効期限内のもの)または運転経歴証明書
- ・日本国パスポート(有効期限内のもの)
- ・特別永住者証明書または在留カード(有効期限内のもの)
- ・身体障害者手帳(現住所が記載されているもの)
- ・療育手帳(現住所が記載されているもの)
- ・精神障害者保健福祉手帳(現住所が記載されているもので、「顔写真」が貼付されているもの)
- ・その他(官公署等発行の証明書で、「顔写真」が貼付されているもの)

② 以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・ななまるカード(老春手帳)
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・精神障害者保健福祉手帳(「顔写真」の貼付が無い場合)
- ・キャッシュカードまたは預貯金通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証(有効期限内のもの)
- ・被爆者健康手帳(現住所が記載されているもの)

代理人の場合

- ◎ 本人の委任状がある場合
 - ・委任状及び代理人の本人確認書類
- ◎ 本人の委任状がない場合
 - ・本人の場合の条件を満たし、かつ代理人の本人確認書類
- ① 以下1点のみ
 - ・マイナンバーカード
 - ・運転免許証（有効期限内のもの）または運転経歴証明書
 - ・日本国パスポート（有効期限内のもの）
 - ・特別永住者証明書または在留カード（有効期限内のもの）
 - ・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）
 - ・療育手帳（現住所が記載されているもの）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（現住所が記載されているもので、「顔写真」が貼付されているもの）
 - ・その他（官公署等発行の証明書で、「顔写真」が貼付されているもの）
- ② 以下2点以上
 - ・介護保険被保険者証
 - ・各種年金証書
 - ・ななまるカード（老春手帳）
 - ・住民票
 - ・戸籍謄本
 - ・各種健康保険証（有効期限内のもの）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（「顔写真」の貼付が無い場合）
 - ・キャッシュカードまたは預貯金通帳
 - ・クレジットカード
 - ・特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
 - ・被爆者健康手帳（現住所が記載されているもの）

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第181号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、次のとおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

徴収及び 収納事務	国民健康保険料（普通徴収分）、後期高齢者医療保険料（普通徴収分）、介護保険料（普通徴収分） 及び保育料		
委託者	東京都文京区本郷三丁目33-5 三菱UFJニコス株式会社	代表取締役社長	石塚 啓
決済事業者	東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	代表取締役社長	細見 研介

委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項（同令第158条の2第6項により準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

徴収及び 収納事務	市県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）		
委託者	東京都文京区本郷三丁目33-5 三菱UFJニコス株式会社	代表取締役社長	石塚 啓
決済事業者	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー13F ビルディングシステム株式会社	代表取締役	江田 敏彦
	東京都千代田区紀尾井町1-3 PayPay株式会社	代表取締役社長	中山 一郎
	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー22階 LINE Pay株式会社	代表取締役社長	長福 久弘
	東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	代表取締役社長	細見 研介
委託期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

マルチペイメント（多様な支払・決済方法）に係る指定代理納付者

1 指定代理納付者・指定代理納付者に納付させる歳入の種類

指定代理納付者	指定代理納付者に納付させる歳入の種類
株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 代表取締役 川村 憲一	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	

2 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

クレジット決済に係る指定代理納付者

1 指定代理納付者・指定代理納付者に納付させる歳入の種類

指定代理納付者	指定代理納付者に納付させる歳入の種類
奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都ディーシーカード株式会社 代表取締役社長 柴田 順夫	
東京都文京区本郷3丁目33番5号	

三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 石塚 啓 東京都新宿区大久保 3-8-2 住友不動産新宿ガーデン タワー 株式会社ジェーシービー 執行役員加盟店本部長 滝田 誠 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
--	--

2 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第184号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

マルチペイメント(多様な支払・決済方法)に係る受託者

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第185号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料(月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る。)

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第186号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、令和3年度の一般廃

令和3年5月6日

(木曜日)

奈良市公報

第47号

棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

令和3年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	22
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	23
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	23
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	24
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	24
(4) 収集運搬計画	24
(5) 中間処理計画	25

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和3年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）で定める令和3年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

なお、奈良市第4次総合計画の期間延長に合わせ、奈良市一般廃棄物処理基本計画の目標年度及び計画期間を1年延長し、最終目標値についても据え置きとしている。

ごみ搬入量のピーク時（平成10年度）に比べて、令和3年度までに

- ごみ搬入量を約1/3減らします
- 焼却処理量を約1/3減らします
- 最終処分量を約1/2減らします
- 再生利用率を22%にします

(2) 進捗状況

	基準年度 平成10年度 (実績)	直近年度		本計画 令和3年度 (推計値)	最終目標 令和3年度 (目標値)	
		令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)			
人口	365,911人	355,529人	354,300人	353,100人	350,000人	
ごみ搬入量	140,996t	89,771t	85,693t	84,999t	87,467t	
平成10年度比	100%	64%	61%	60%	62%	
1人1日当たり	1,055g	690g	663g	660g	684g	
ごみ搬入量 内訳	家庭系ごみ	86,012t	56,313t	56,339t	51,706t	53,177t
	平成10年度比	100%	65%	66%	60%	62%
	1人1日当たり	644g	433g	436g	401g	416g
	事業系ごみ	54,984t	33,458t	29,354t	33,294t	34,290t
	平成10年度比	100%	61%	53%	61%	62%
	1人1日当たり	411g	257g	227g	258g	268g
焼却処理量	127,682t	83,839t	80,118t	79,810t	81,711t	
平成10年度比	100%	66%	63%	63%	64%	
1人1日当たり	956g	644g	620g	619g	639g	
最終処分量	31,475t	14,696t	14,481t	13,782t	15,275t	
平成10年度比	100%	47%	46%	44%	49%	
1人1日当たり	236g	113g	112g	107g	120g	
再生利用率	16%	21%	21%	21%	22%	

※令和2年度及び令和3年度の人口は、それぞれの年度末の推計値。その他は各年度末の人口。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量＋集団資源回収量）。

・令和元年度実績においては、平成10年度と比較して、全体のごみ搬入量が36%（家庭系ごみが35%、事業系ごみが39%）、焼却量が34%、最終処分量が53%減少している。

・事業系ごみについては平成26年度から搬入事業者に対する監視態勢を強化したため、不適正な搬入が抑制され、大幅な減量に成功している。

・事業系ごみについては、最終目標である平成32年度の目標値が34,290 tであるが、令和元年度の実績値が33,458 tであり、目標を達成している。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収集 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収集 (直営・委託)	破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営)	破碎スクラップは再生利用 (有価物として売却)
大型ごみ 450Lのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		その他不燃物は埋立 (直営)
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注1	概ね月1回収集 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月1回収集 (直営・委託)	選別し、圧縮 (委託)	(委託)
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は	選別し、保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	(有価物として売却)
発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品トレイ ※注4	公共施設で拠点回収	保管	指定法人から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類		(委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)
廃陶磁器類 リユースできない陶磁器製食器類	イベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食等の残さ	随時収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により収集 (直営)		燃やせるごみと同様に処理

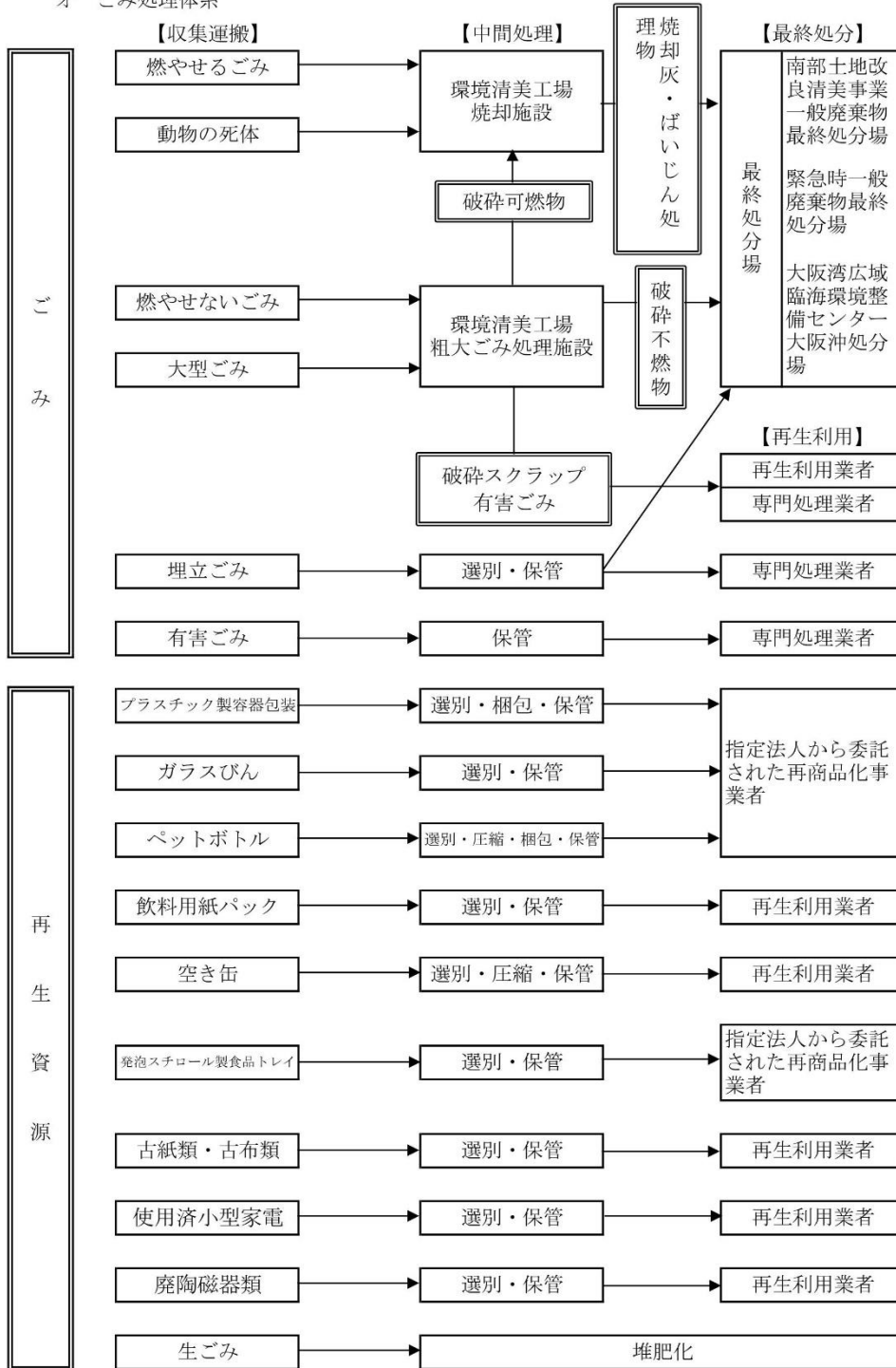
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電・廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和3年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	36
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	3

(4) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(ウ) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、優秀作品を表彰する。
	家庭ごみ有料化実施の検討	他都市情報等の収集を行うとともに、有料化の方法や減免措置等を含めて、実施に向けた制度設計を行う。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を行った。（令和元年10月実施）これを契機として事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、令和元年度、ごみに関する学習用教材を制作した。継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、教材の充実を図る。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
食品ロス削減	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を受け、食品ロスの削減に必要な施策を実施する。とりわけ、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。加えて「てまえどり」の普及啓発を通じて食品ロス削減についての市民意識の涵養を図り、食品ロス削減を推進する。	

区分	取組	具体的な内容
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
地域での資源循環の推進	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
事業所での資源循環の推進	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進に向けた方法を検討する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した堆肥は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。
循環型社会に対応した収集作業の推進	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。

区分	取組	具体的な内容
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルール徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	県北部地域でのごみ処理広域化を視野に、建設候補地の地権者及び周辺住民の理解を得て、新クリーンセンターの建設計画を進めていく。
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、庁内体制を整備する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
	ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備	地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究をする。
	ならクリーンフェスタの開催	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、10月頃に「ならクリーンフェスタ」を開催する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量 (令和3年度推計値)

種類	市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計	
家庭系	燃やせるごみ	39,834 t	-	2,754 t	42,588 t
	燃やせないごみ	2,790 t	-	2,563 t	5,353 t
	大型ごみ	2,094 t	-	-	2,094 t
	埋立ごみ	1,643 t	-	-	1,643 t
	有害ごみ	27 t	-	-	27 t
	再生資源	6,255 t	-	470 t	6,725 t
	小計	52,643 t	-	5,787 t	58,431 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	31,509 t	1,555 t	33,064 t
	燃やせないごみ	0 t	228 t	2 t	230 t
	生ごみ	143 t	-	-	143 t
	小計	143 t	31,737 t	1,557 t	33,437 t
合計	52,786 t	31,737 t	7,344 t	91,867 t	
動物の死体	1,210 体	-	-	1,210 体	

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目2番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名称	リサイクル推進課分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせず排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする。	イベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市内の市立学校園から発生する給食の残さに限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,360 t
	ガラスびん	1,616 t
	ペットボトル	438 t
	飲料用紙パック	65 t
	空き缶	450 t
	発泡スチロール製食品トレイ	1 t
	古紙類・古布類	785 t
	使用済小型家電	10 t
	廃陶磁器類	26 t
	生ごみ	143 t
	小計	6,894 t
破砕スクラップ回収		1,126 t
有害ごみ回収		27 t
草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用		600 t
集団資源回収		14,305 t
合計		22,952 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	75,652 t
	破碎可燃物	4,158 t
	合計	79,810 t
	動物の死体	1,210 体
残 さ 量	焼却灰	6,246 t
	ばいじん処理物	1,650 t
	焼却灰(非鉄)	2,450 t
	合計	10,346 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業(第二工区)一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 焼却灰(非鉄)：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

b 破砕処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	5,583 t
	大型ごみ	2,094 t
	有害ごみ	27 t
	合計	7,704 t
残 さ 量	破砕可燃物	4,158 t
	破砕不燃物	2,393 t
	破砕スクラップ	1,126 t
	有害ごみ	27 t
	合計	7,704 t
処 分 先	破砕可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破砕不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破砕スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破砕ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	600 t	
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 草木（剪定・枝木）資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園事業協同組合	
所 在 地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良鹿野園町131	
処 理 方 法	チップ化等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）	
処 理 量	600 t	

c 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社	
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処 理 量		27 t

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	3,360 t
	選別残さ	840 t
	合計	4,200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

e ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積		48 m ²
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	816 t
	ガラスびん（茶色）	404 t
	ガラスびん（その他の色）	396 t
	合計	1,616 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ
処 理 量 ※ 注	438 t
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	710 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	438 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

h 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※ 注	65 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※注	アルミ缶	210 t
	スチール缶	240 t
	合計	450 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	210 t
	スチール缶	240 t
	合計	450 t
処 分 先	再生利用者	

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名 称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋内保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びその残さ	
処 理 量 ※注	1 t	
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

l 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	80 t
	雑誌	343 t
	ダンボール	203 t
	古布類	159 t
	合計	785 t
処 分 先	再生利用業者	

m 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	10 t	

n 廃陶磁器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破砕処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	廃陶磁器製食器類	
処 理 量	26 t	

(ウ) 処分量許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7t/24h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積	82,920m ²	
埋立面積	58,100m ²	
埋立容量	747,900m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	6,246 t
	破碎不燃物	2,393 t
	合計	8,639 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積	46,611m ²	
埋立面積	27,400m ²	
埋立容量	264,403m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類	
処分量	1,043 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000m ³	
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
処分量	ばいじん処理物	1,650 t
	焼却灰(非鉄)	2,450 t
	合計	4,100 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

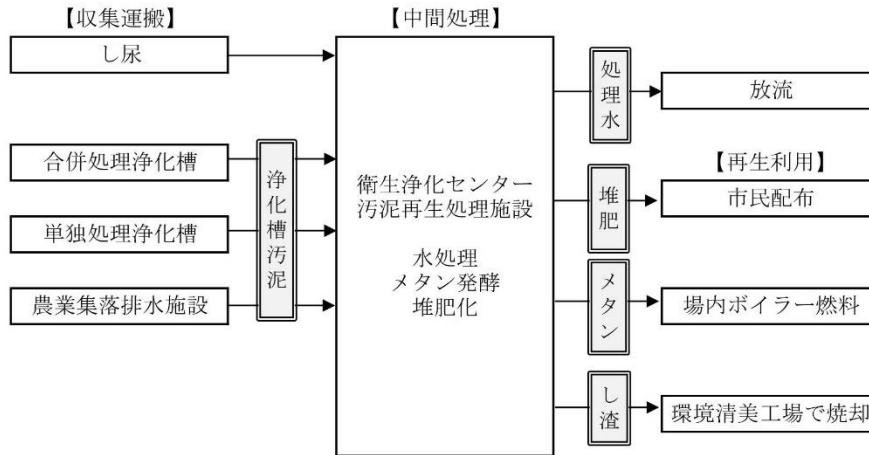
※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

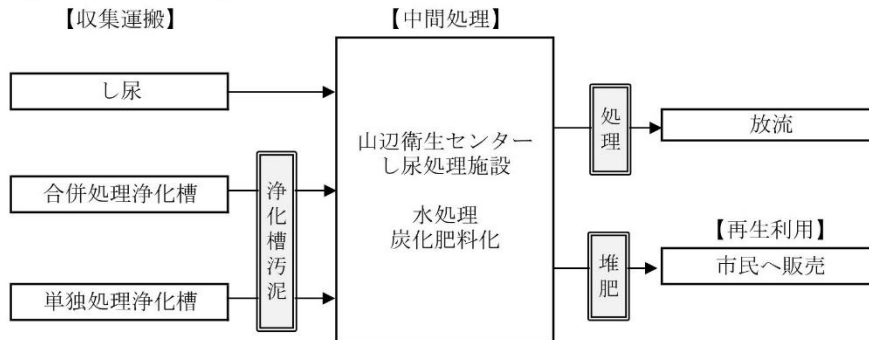
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は膜分離高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は堆肥として再生利用 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用 (直営)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和3年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	令和元年度(実績値)		令和3年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	3,198 kℓ	0 kℓ	3,028 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	12,686 kℓ	0 kℓ	12,674 kℓ
計	3,198 kℓ	12,686 kℓ	3,028 kℓ	12,674 kℓ
合計	15,884 kℓ		15,703 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	令和元年度(実績値)		令和3年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	558 kℓ	0 kℓ	550 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	4,517 kℓ	0 kℓ	4,670 kℓ
計	558 kℓ	4,517 kℓ	550 kℓ	4,670 kℓ
合計	5,075 kℓ		5,220 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタン発酵・堆肥化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ/24h
	生ごみ	3.4t/24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	3,028 kℓ
	浄化槽汚泥	12,674 kℓ
	合計	15,703 kℓ
残さ量	13 t	
堆肥化量	160 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ/24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	550 kℓ
	浄化槽汚泥	4,670 kℓ
	合計	5,220 kℓ
堆肥化量	(山添村で発生 of 汚泥由来分を含む) 17 t	

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの使用料
	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館の使用料
	奈良市西部生涯スポーツセンターコートの使用料
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場の使用料
	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場の使用料
	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウスの使用料
	奈良市黒谷コートの使用料
	奈良市黒谷球技場の使用料
	奈良市緑ヶ丘球場の使用料
	奈良市青山プールの使用料
	奈良市青山コートの使用料
	奈良市平城第一コートの使用料
	奈良市平城第一球技場の使用料
	奈良市平城第二コートの使用料
	奈良市平城第二球技場の使用料
奈良市佐保山コートの使用料	
奈良市奈良阪球技場の使用料	
奈良市登美ヶ丘球場の使用料	

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第188号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市七条一丁目12番19-1号 七条地区自治連合会 会長 舛野 緑郎	奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第189号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

で、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市南紀寺町五丁目52番地の17 南紀寺町五丁目第一自治会 会長 西倉 敏明	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第190号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市神功四丁目20-6 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 宮川 勲	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第191号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市神功四丁目20-6 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 宮川 勲	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第192号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
-----	------

奈良市古市町2409番地の1
東市地区自治連合会
会長 南浦 實

奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第193号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市邑地町1550 邑地町自治会 会長 小南 喜一	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第194号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大柳生町4735番地 狭川地区自治連合会 会長 大南 善英	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第195号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市茗荷町1078番地の1 田原地区自治連合会 会長 松本 陽一	奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から次に掲げる市道の路線を廃止する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	始点	終点	延長 (m) 幅員 (m)
1	南部第56号線	奈良市大安寺町681番地先から	奈良市大安寺町676番1地先まで	L=142.7 W=3.5~6.0
2	南部第404号線	奈良市古市町614番1地先から	奈良市北永井町91番地先まで	L=341.0 W=0.9~9.5
3	中部第686号線	奈良市西大寺野神町一丁目613番地先から	奈良市西大寺南町2366番地1先まで	L=985.7 W=1.6~6.9
4	中部第1742号線	奈良市西大寺南町2369番地1先から	奈良市西大寺南町2366番1地先まで	L=88.0 W=6.0

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から次に掲げる路線を本市の市道路線に認定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	始点	終点	備考 (m)
1	南部第56号線	奈良市大安寺七丁目681番3地先から	奈良市大安寺七丁目669番1地先まで	L=77.5 W=3.5~4.9
2	南部第404号線	奈良市横井一丁目614番6地先から	奈良市横井一丁目634番6地先まで	L=83.0 W=8.5
3	南部第724号線	奈良市横井一丁目108番地先から	奈良市北永井町91番地先まで	L=230.0 W=2.6~9.0
4	北部第819号線	奈良市南紀寺町二丁目260番8地先から	奈良市南紀寺町二丁目260番7地先まで	L=53.0 W=6.2~8.2
5	北部第820号線	奈良市南京終町五丁目377番116地先から	奈良市南京終町五丁目377番144地先まで	L=83.1 W=6.0
6	北部第821号線	奈良市南紀寺町二丁目342番4地先から	奈良市南紀寺町二丁目350番8地先まで	L=98.8 W=4.0~8.4
7	中部第686号線	奈良市西大寺野神町一丁目613番地先から	奈良市西大寺芝町一丁目258番3地先まで	L=752.7 W=1.6~6.2
8	中部第1742号線	奈良市西大寺南町2366番1地先から	奈良市西大寺南町2370番3地先まで	L=133.7 W=6.0
9	中部第1755号線	奈良市西大寺国見町一丁目2326番3地先から	奈良市西大寺南町2369番4地先まで	L=42.2 W=4.0
10	中部第1756号線	奈良市平松二丁目224番5地先から	奈良市平松二丁目224番12地先まで	L=53.9 W=6.0~8.0

11	中部第1757号線	奈良市平松三丁目665番1地先から	奈良市平松三丁目657番5地先まで	L=78.6 W=6.0~8.0
12	中部第1758号線	奈良市中山町1750番3地先から	奈良市中山町1753番9地先まで	L=124.0 W=6.0~13.0
13	中部第1759号線	奈良市中山町1487番1地先から	奈良市中山町1738番6地先まで	L=86.4 W=6.0~18.6
14	中部第1760号線	奈良市押熊町667番1地先から	奈良市押熊町666番3地先まで	L=54.8 W=6.0~9.0
15	中部第1761号線	奈良市押熊町2570番1地先から	奈良市押熊町1576番14地先まで	L=107.0 W=6.0
16	西部第1473号線	奈良市学園南三丁目931番419地先から	奈良市学園南三丁目931番416地先まで	L=55.7 W=6.0~8.0
17	西部第1474号線	奈良市学園南三丁目931番423地先から	奈良市学園南三丁目931番428地先まで	L=17.1 W=6.0~8.5
18	西部第1475号線	奈良市中山町西二丁目946番45地先から	奈良市中山町西二丁目939番19地先まで	L=359.4 W=6.0
19	西部第1476号線	奈良市中山町西二丁目946番19地先から	奈良市中山町西二丁目946番8地先まで	L=84.8 W=6.0
20	西部第1477号線	奈良市中山町西二丁目946番25地先から	奈良市中山町西二丁目939番22地先まで	L=64.3 W=6.0
21	西部第1478号線	奈良市中山町西二丁目946番4地先から	奈良市中山町西二丁目939番48地先まで	L=89.0 W=6.0
22	西部第1479号線	奈良市三碓町2201番12地先から	奈良市三碓町2195番19地先まで	L=109.4 W=6.0~8.0
23	西部第1480号線	奈良市藤ノ木台一丁目696番8地先から	奈良市藤ノ木台一丁目691番13地先まで	L=80.9 W=6.0~8.0
24	西部第1481号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目320番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目437番地先まで	L=307.8 W=10.0~23.0
25	西部第1482号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目507番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目116番1地先まで	L=70.5 W=10.0
26	西部第1483号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目423番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目399番地先まで	L=287.2 W=6.0
27	西部第1484号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目418番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目400番地先まで	L=68.0 W=6.0
28	西部第1485号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目381番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目398番地先まで	L=102.1 W=6.0~8.0
29	西部第1486号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目325番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目396番地先まで	L=299.7 W=6.0~8.0
30	西部第1487号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目371番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目376番地先まで	L=33.0 W=6.0
31	西部第1488号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目348番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目332番地先まで	L=198.2 W=6.0
32	西部第1489号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目339番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目322番地先まで	L=98.2 W=6.0
33	西部第1490号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目347番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目317番地先まで	L=14.1 W=6.0

34	西部第1491号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目364番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目344番地先まで	L=12.7 W=6.0
35	西部第1492号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目382番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目476番地先まで	L=6.0 W=6.0
36	西部第1493号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目388番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目395番地先まで	L=31.1 W=6.0
37	西部第1494号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目488番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目434番地先まで	L=37.5 W=0.4~4.2
38	西部第1495号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目449番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目299番地先まで	L=10.1 W=4.0

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	始点	終点	備考(m)
1	南部第56号線	奈良市大安寺七丁目681番3地先から	奈良市大安寺七丁目669番1地先まで	L=77.5 W=3.5~4.9
2	南部第404号線	奈良市横井一丁目614番6地先から	奈良市横井一丁目634番6地先まで	L=83.0 W=8.5
3	南部第724号線	奈良市横井一丁目108番地先から	奈良市北永井町91番地先まで	L=230.0 W=2.6~9.0
4	北部第819号線	奈良市南紀寺町二丁目260番8地先から	奈良市南紀寺町二丁目260番7地先まで	L=53.0 W=6.2~8.2
5	北部第820号線	奈良市南京終町五丁目377番116地先から	奈良市南京終町五丁目377番144地先まで	L=83.1 W=6.0
6	北部第821号線	奈良市南紀寺町二丁目342番4地先から	奈良市南紀寺町二丁目350番8地先まで	L=98.8 W=4.0~8.4
7	中部第686号線	奈良市西大寺野神町一丁目613番地先から	奈良市西大寺芝町一丁目258番3地先まで	L=752.7 W=1.6~6.2
8	中部第1742号線	奈良市西大寺南町2366番1地先から	奈良市西大寺南町2370番3地先まで	L=133.7 W=6.0
9	中部第1755号線	奈良市西大寺国見町一丁目2326番3地先から	奈良市西大寺南町2369番4地先まで	L=42.2 W=4.0
10	中部第1756号線	奈良市平松二丁目224番5地先から	奈良市平松二丁目224番12地先まで	L=53.9 W=6.0~8.0
11	中部第1757号線	奈良市平松三丁目665番1地先から	奈良市平松三丁目657番5地先まで	L=78.6 W=6.0~8.0
12	中部第1758号線	奈良市中山町1750番3地先から	奈良市中山町1753番9地先まで	L=124.0 W=6.0~13.0
13	中部第1759号線	奈良市中山町1487番1地先から	奈良市中山町1738番6地先まで	L=86.4 W=6.0~18.6
14	中部第1760号線	奈良市押熊町667番1地先から	奈良市押熊町666番3地先まで	L=54.8 W=6.0~9.0

15	中部第 1761 号線	奈良市押熊町 2570 番 1 地先から	奈良市押熊町 1576 番 14 地先まで	L=107.0 W=6.0
16	西部第 1473 号線	奈良市学園南三丁目 931 番 419 地先から	奈良市学園南三丁目 931 番 416 地先まで	L=55.7 W=6.0~8.0
17	西部第 1474 号線	奈良市学園南三丁目 931 番 423 地先から	奈良市学園南三丁目 931 番 428 地先まで	L=17.1 W=6.0~8.5
18	西部第 1475 号線	奈良市中山町西二丁目 946 番 45 地先から	奈良市中山町西二丁目 939 番 19 地先まで	L=359.4 W=6.0
19	西部第 1476 号線	奈良市中山町西二丁目 946 番 19 地先から	奈良市中山町西二丁目 946 番 8 地先まで	L=84.8 W=6.0
20	西部第 1477 号線	奈良市中山町西二丁目 946 番 25 地先から	奈良市中山町西二丁目 939 番 22 地先まで	L=64.3 W=6.0
21	西部第 1478 号線	奈良市中山町西二丁目 946 番 4 地先から	奈良市中山町西二丁目 939 番 48 地先まで	L=89.0 W=6.0
22	西部第 1479 号線	奈良市三碓町 2201 番 12 地先から	奈良市三碓町 2195 番 19 地先まで	L=109.4 W=6.0~8.0
23	西部第 1480 号線	奈良市藤ノ木台一丁目 696 番 8 地先から	奈良市藤ノ木台一丁目 691 番 13 地先まで	L=80.9 W=6.0~8.0
24	西部第 1481 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 320 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 437 番地先まで	L=307.8 W = 10.0 ~ 23.0
25	西部第 1482 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 507 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 116 番 1 地先まで	L=70.5 W=10.0
26	西部第 1483 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 423 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 399 番地先まで	L=287.2 W=6.0
27	西部第 1484 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 418 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 400 番地先まで	L=68.0 W=6.0
28	西部第 1485 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 381 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 398 番地先まで	L=102.1 W=6.0~8.0
29	西部第 1486 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 325 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 396 番地先まで	L=299.7 W=6.0~8.0
30	西部第 1487 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 371 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 376 番地先まで	L=33.0 W=6.0
31	西部第 1488 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 348 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 332 番地先まで	L=198.2 W=6.0
32	西部第 1489 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 339 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 322 番地先まで	L=98.2 W=6.0
33	西部第 1490 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 347 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 317 番地先まで	L=14.1 W=6.0
34	西部第 1491 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 364 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 344 番地先まで	L=12.7 W=6.0
35	西部第 1492 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 382 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 476 番地先まで	L=6.0 W=6.0
36	西部第 1493 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 388 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 395 番地先まで	L=31.1 W=6.0
37	西部第 1494 号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目 488 番 地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目 434 番地先まで	L=37.5 W=0.4~4.2

38	西部第1495号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目449番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目299番地先まで	L=10.1 W=4.0
----	-----------	---------------------	---------------------	-----------------

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	始点	終点	備考 (m)
1	南部第56号線	奈良市大安寺七丁目681番3地先から	奈良市大安寺七丁目669番1地先まで	L=77.5 W=3.5~4.9
2	南部第404号線	奈良市横井一丁目614番6地先から	奈良市横井一丁目634番6地先まで	L=83.0 W=8.5
3	南部第724号線	奈良市横井一丁目108番地先から	奈良市北永井町91番地先まで	L=230.0 W=2.6~9.0
4	北部第819号線	奈良市南紀寺町二丁目260番8地先から	奈良市南紀寺町二丁目260番7地先まで	L=53.0 W=6.2~8.2
5	北部第820号線	奈良市南京終町五丁目377番116地先から	奈良市南京終町五丁目377番144地先まで	L=83.1 W=6.0
6	北部第821号線	奈良市南紀寺町二丁目342番4地先から	奈良市南紀寺町二丁目350番8地先まで	L=98.8 W=4.0~8.4
7	中部第686号線	奈良市西大寺野神町一丁目613番地先から	奈良市西大寺芝町一丁目258番3地先まで	L=752.7 W=1.6~6.2
8	中部第1742号線	奈良市西大寺南町2366番1地先から	奈良市西大寺南町2370番3地先まで	L=133.7 W=6.0
9	中部第1755号線	奈良市西大寺国見町一丁目2326番3地先から	奈良市西大寺南町2369番4地先まで	L=42.2 W=4.0
10	中部第1756号線	奈良市平松二丁目224番5地先から	奈良市平松二丁目224番12地先まで	L=53.9 W=6.0~8.0
11	中部第1757号線	奈良市平松三丁目665番1地先から	奈良市平松三丁目657番5地先まで	L=78.6 W=6.0~8.0
12	中部第1758号線	奈良市中山町1750番3地先から	奈良市中山町1753番9地先まで	L=124.0 W=6.0~13.0
13	中部第1759号線	奈良市中山町1487番1地先から	奈良市中山町1738番6地先まで	L=86.4 W=6.0~18.6
14	中部第1760号線	奈良市押熊町667番1地先から	奈良市押熊町666番3地先まで	L=54.8 W=6.0~9.0
15	中部第1761号線	奈良市押熊町2570番1地先から	奈良市押熊町1576番14地先まで	L=107.0 W=6.0
16	西部第1473号線	奈良市学園南三丁目931番419地先から	奈良市学園南三丁目931番416地先まで	L=55.7 W=6.0~8.0
17	西部第1474号線	奈良市学園南三丁目931番423地先から	奈良市学園南三丁目931番428地先まで	L=17.1 W=6.0~8.5
18	西部第1475号線	奈良市中山町西二丁目946番45地先から	奈良市中山町西二丁目939番19地先まで	L=359.4 W=6.0

19	西部第1476号線	奈良市中山町西二丁目946番19地先から	奈良市中山町西二丁目946番8地先まで	L=84.8 W=6.0
20	西部第1477号線	奈良市中山町西二丁目946番25地先から	奈良市中山町西二丁目939番22地先まで	L=64.3 W=6.0
21	西部第1478号線	奈良市中山町西二丁目946番4地先から	奈良市中山町西二丁目939番48地先まで	L=89.0 W=6.0
22	西部第1479号線	奈良市三碓町2201番12地先から	奈良市三碓町2195番19地先まで	L=109.4 W=6.0~8.0
23	西部第1480号線	奈良市藤ノ木台一丁目696番8地先から	奈良市藤ノ木台一丁目691番13地先まで	L=80.9 W=6.0~8.0
24	西部第1481号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目320番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目437番地先まで	L=307.8 W=10.0~23.0
25	西部第1482号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目507番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目116番1地先まで	L=70.5 W=10.0
26	西部第1483号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目423番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目399番地先まで	L=287.2 W=6.0
27	西部第1484号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目418番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目400番地先まで	L=68.0 W=6.0
28	西部第1485号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目381番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目398番地先まで	L=102.1 W=6.0~8.0
29	西部第1486号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目325番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目396番地先まで	L=299.7 W=6.0~8.0
30	西部第1487号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目371番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目376番地先まで	L=33.0 W=6.0
31	西部第1488号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目348番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目332番地先まで	L=198.2 W=6.0
32	西部第1489号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目339番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目322番地先まで	L=98.2 W=6.0
33	西部第1490号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目347番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目317番地先まで	L=14.1 W=6.0
34	西部第1491号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目364番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目344番地先まで	L=12.7 W=6.0
35	西部第1492号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目382番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目476番地先まで	L=6.0 W=6.0
36	西部第1493号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目388番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目395番地先まで	L=31.1 W=6.0
37	西部第1494号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目488番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目434番地先まで	L=37.5 W=0.4~4.2
38	西部第1495号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目449番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目299番地先まで	L=10.1 W=4.0

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第1号線	奈良市疋田町四丁目 228 番地先から 奈良市疋田町五丁目 452 番 1 地先まで	前	5.2~4.3	47.2	
			後	6.1~5.2	47.2	
2	中部第14号線	奈良市六条二丁目 1163 番 7 地先から 奈良市六条二丁目 854 番 1 地先まで	前	8.0~6.7	56.4	
			後	15.7~6.7	54.7	
3	中部第14号線	奈良市六条二丁目 1023 番 1 地先から 奈良市六条二丁目 1019 番 1 地先まで	前	6.1~5.6	23.2	
			後	6.9~6.3	23.2	
4	六条石木線	奈良市六条二丁目 1162 番地先から 奈良市六条二丁目 863 番 1 地先まで	前	8.5~5.8	128.2	
			後	9.4~6.7	128.2	
5	杏神殿線	奈良市杏町 403 番 1 地先から 奈良市杏町 414 番 4 地先まで	前	6.8~5.5	66.6	
			後	7.2~6.0	66.6	
6	東部第73号線	奈良市中ノ川町 169 番 1 地先から 奈良市中ノ川町 162 番 1 地先まで	前	4.3~2.9	65.1	
			後	4.0~2.3	65.1	
7	東部第146号線	奈良市忍辱山町 1248 番地先から 奈良市忍辱山町 1243 番 2 地先まで	前	3.2~2.6	110.9	
			後	5.7~3.5	110.9	
8	東部第256号線	奈良市中之庄町 622 番地先から 奈良市中之庄町 629 番地先まで	前	6.3~3.0	25.2	
			後	6.3~3.3	25.2	
9	東部第261号線	奈良市長谷町 777 番 2 地先から 奈良市長谷町 1710 番地先まで	前	4.0~2.2	74.9	
			後	12.0~3.8	74.9	
10	東部第267号線	奈良市茗荷町 168 番地先から 奈良市茗荷町 1383 番 1 地先まで	前	2.1~2.1	56.6	
			後	2.4~2.1	56.6	
11	東部第292号線	奈良市和田町 1095 番地先から 奈良市和田町 715 番 1 地先まで	前	8.5~3.1	95.5	
			後	8.5~2.5	95.5	
12	南部第39号線	奈良市恋の窪三丁目 300 番 6 地先から 奈良市恋の窪三丁目 306 番地先まで	前	9.6~9.6	6.5	
			後	13.5~13.5	4.0	
13	南部第99号線	奈良市八条一丁目 788 番 9 地先から 奈良市八条一丁目 780 番 3 地先まで	前	2.3~1.9	13.7	
			後	5.4~5.1	13.7	
14	南部第152号線	奈良市西九条町 260 番 1 地先から 奈良市西九条町 151 番 1 地先まで	前	11.4~11.4	40.6	
			後	11.4~11.4	40.6	
15	南部第153号線	奈良市西九条町四丁目 1 番 11 地先から 奈良市西九条町四丁目 2 番 1 地先まで	前	8.6~8.3	238.2	
			後	9.0~9.0	238.2	
16	南部第160号線	奈良市杏町 39 番地先から 奈良市杏町 2 番 1 地先まで	前	4.1~2.0	128.8	
			後	4.1~2.7	128.8	
17	南部第186号線	奈良市南京終町 740 番 1 地先から 奈良市南京終町 669 番 1 地先まで	前	7.0~6.6	27.2	
			後	7.0~6.6	27.2	
18	南部第326号線	奈良市古市町 1863 番 2 地先から 奈良市古市町 1855 番地先まで	前	5.8~5.2	72.0	
			後	7.9~5.2	72.0	
19	南部第327号線	奈良市古市町 1865 番 1 地先から 奈良市古市町 1886 番 26 地先まで	前	7.0~2.4	106.9	
			後	9.4~2.4	104.0	
20	南部第389号線	奈良市八島町 23 番地先から 奈良市八島町 18 番 1 地先まで	前	2.5~1.9	61.1	
			後	2.7~2.0	61.1	
21	南部第452号線	奈良市山町 292 番地先から 奈良市山町 289 番 1 地先まで	前	3.2~2.2	64.4	
			後	3.2~2.2	64.4	

22	南部第504号線	奈良市池田町325番1地先から	前	5.4~2.5	100.7	
		奈良市池田町361番1地先まで	後	6.5~2.4	100.7	
23	北部第5号線	奈良市法蓮町528番1地先から	前	5.9~3.8	27.0	
		奈良市法蓮町474番1地先まで	後	5.0~3.8	27.0	
24	北部第71号線	奈良市般若寺町314番6地先から	前	2.4~2.0	24.3	
		奈良市般若寺町322番2地先まで	後	2.4~2.0	24.3	
25	北部第170号線	奈良市紀寺町838番2地先から	前	6.5~5.2	44.2	
		奈良市紀寺町806番2地先まで	後	6.5~5.4	44.2	
26	北部第178号線	奈良市高畑町1541番1地先から	前	4.2~3.2	68.0	
		奈良市高畑町1541番1地先まで	後	5.5~3.1	68.0	
27	北部第199号線	奈良市高畑町181番2地先から	前	8.2~7.9	104.3	
		奈良市高畑町234番1地先まで	後	8.4~8.3	104.3	
28	北部第277号線	奈良市杉ヶ町12番1地先から	前	5.4~4.7	63.5	
		奈良市大森町301番2地先まで	後	5.8~4.8	63.5	
29	北部第283号線	奈良市大森町301番2地先から	前	3.9~2.0	132.3	
		奈良市大森町5番1地先まで	後	4.7~2.8	132.3	
30	北部第286号線	奈良市大森町5番1地先から	前	6.2~6.2	25.4	
		奈良市大森町6番8地先まで	後	6.2~6.2	24.9	
31	北部第325号線	奈良市南京終町七丁目575番1地先から	前	8.6~7.1	22.5	
		奈良市南京終町七丁目564番1地先まで	後	8.8~7.3	22.5	
32	北部第328号線	奈良市南京終町六丁目597番1地先から	前	4.1~2.9	72.4	
		奈良市南京終町六丁目600番1地先まで	後	4.7~2.3	71.7	
33	北部第337号線	奈良市南京終町670番地先から	前	4.9~4.6	37.9	
		奈良市南京終町669番1地先まで	後	6.0~6.0	37.9	
34	北部第349号線	奈良市南京終町六丁目597番1地先から	前	5.9~5.9	32.5	
		奈良市南京終町七丁目572番5地先まで	後	7.0~6.5	32.5	
35	北部第492号線	奈良市法蓮町404番1地先から	前	5.3~5.0	55.0	
		奈良市法蓮町363番1地先まで	後	8.4~5.0	55.0	
36	北部第578号線	奈良市法蓮町313番2地先から	前	3.8~2.6	49.0	
		奈良市法蓮町306番5地先まで	後	4.2~2.5	49.0	
37	北部第583号線	奈良市法華寺町272番3地先から	前	9.3~3.2	28.0	
		奈良市法華寺町466番2地先まで	後	10.6~3.2	28.0	
38	中部第51号線	奈良市山陵町284番5地先から	前	3.7~2.9	26.8	
		奈良市山陵町280番地先まで	後	9.3~9.1	26.1	
39	中部第60号線	奈良市山陵町814番地先から	前	2.5~2.3	48.2	
		奈良市歌姫町113番地先まで	後	3.6~2.3	48.2	
40	中部第76号線	奈良市山陵町284番6地先から	前	7.8~5.8	17.5	
		奈良市山陵町282番地先まで	後	7.8~5.8	17.5	
41	中部第93号線	奈良市山陵町280番地先から	前	6.1~6.1	10.3	
		奈良市山陵町281番1地先まで	後	6.1~6.1	10.3	
42	中部第298号線	奈良市四条大路五丁目1番4地先から	前	4.5~3.0	56.3	
		奈良市四条大路五丁目139番1地先まで	後	6.9~4.0	56.3	
43	中部第330号線	奈良市七条東町320番1地先から	前	2.2~2.0	84.4	
		奈良市七条東町324番地先まで	後	2.2~1.8	84.4	
44	中部第338号線	奈良市七条一丁目344番2地先から	前	3.9~3.5	19.9	

		奈良市七条一丁目 396 番 2 地先まで	後	4.7~4.1	19.9	
45	中部第 338 号線	奈良市七条一丁目 250 番 1 地先から 奈良市七条一丁目 500 番地先まで	前	3.3~3.0	37.8	
			後	3.8~3.5	37.8	
46	中部第 346 号線	奈良市七条一丁目 395 番 1 地先から 奈良市七条一丁目 395 番 2 地先まで	前	6.0~5.5	15.6	
			後	6.0~5.5	15.3	
47	中部第 348 号線	奈良市七条一丁目 460 番 3 地先から 奈良市七条一丁目 445 番 2 地先まで	前	6.0~1.6	93.1	
			後	6.3~1.6	93.1	
48	中部第 372 号線	奈良市六条二丁目 876 番 1 地先から 奈良市六条三丁目 1164 番 3 地先まで	前	9.8~9.4	6.0	
			後	9.8~9.4	5.6	
49	中部第 525 号線	奈良市尼辻中町 409 番 3-2 地先から 奈良市尼辻中町 409 番 2 地先まで	前	1.6~1.6	12.3	
			後	1.6~1.6	11.9	
50	中部第 526 号線	奈良市尼辻中町 179 番 1 地先から 奈良市尼辻中町 409 番 4 地先まで	前	2.6~2.1	61.9	
			後	3.3~2.5	61.9	
51	中部第 527 号線	奈良市尼辻中町 414 番地先から 奈良市尼辻中町 178 番地先まで	前	2.3~1.7	38.8	
			後	3.0~1.7	38.8	
52	中部第 559 号線	奈良市二条町二丁目 72 番 3 地先から 奈良市二条町二丁目 76 番 4 地先まで	前	4.6~4.3	106.9	
			後	4.6~4.2	106.9	
53	中部第 560 号線	奈良市二条町二丁目 54 番 44 地先から 奈良市二条町二丁目 72 番 23 地先まで	前	4.8~4.5	21.2	
			後	5.1~4.9	21.2	
54	中部第 626 号線	奈良市三条本町 1004 番 2 地先から 奈良市三条本町 1012 番地先まで	前	9.0~9.0	80.4	
			後	11.5~9.0	80.4	
55	中部第 648 号線	奈良市三条宮前町 234 番 1 地先から 奈良市三条添川町 229 番 1 地先まで	前	6.3~5.7	42.2	
			後	6.3~5.7	42.2	
56	中部第 666 号線	奈良市恋の窪二丁目 230 番 71 地先から 奈良市恋の窪二丁目 237 番 4 地先まで	前	10.8~9.8	65.4	
			後	13.7~10.8	65.4	
57	中部第 678 号線	奈良市西大寺赤田町二丁目 971 番 5 地先 から 奈良市西大寺赤田町一丁目 974 番 8 地先 まで	前	6.3~4.0	51.1	
			後	7.8~4.0	51.1	
58	中部第 680 号線	奈良市西大寺竜王町二丁目 1517 番 15 地 先から 奈良市西大寺竜王町二丁目 1517 番 10 地 先まで	前	9.1~8.3	23.9	
			後	9.1~8.6	23.9	
59	中部第 686 号線	奈良市西大寺小坊町 320 番地先から 奈良市西大寺芝町一丁目 2578 番地先ま で	前	3.4~2.8	18.9	
			後	4.0~2.8	18.9	
60	中部第 699 号線	奈良市西大寺小坊町 319 番 1 地先から 奈良市西大寺小坊町 319 番 2 地先まで	前	1.9~1.4	9.1	
			後	1.9~1.4	8.6	
61	中部第 732 号線	奈良市青野町 57 番 1 地先から 奈良市青野町 107 番 3 地先まで	前	5.9~4.1	48.9	
			後	6.2~4.3	48.9	
62	中部第 735 号線	奈良市菅原町 506 番 3 地先から 奈良市菅原町 500 番 1 地先まで	前	10.8~8.2	62.8	
			後	11.2~8.2	62.8	
63	中部第 751 号線	奈良市宝来四丁目 974 番 1 地先から 奈良市宝来四丁目 702 番 5 地先まで	前	5.6~2.4	63.1	
			後	5.6~2.4	63.1	
64	中部第 757 号線	奈良市平松一丁目 106 番 1 地先から 奈良市平松一丁目 101 番 1 地先まで	前	4.0~2.3	27.5	
			後	4.4~4.0	27.5	

65	中部第759号線	奈良市平松一丁目828番1地先から	前	3.7~3.2	71.7	
		奈良市平松一丁目843番5地先まで	後	3.7~3.5	71.7	
66	中部第763号線	奈良市宝来三丁目206番1地先から	前	3.7~2.7	47.5	
		奈良市宝来四丁目766番2地先まで	後	4.0~2.7	47.5	
67	中部第765号線	奈良市平松一丁目836番1地先から	前	2.7~1.8	45.0	
		奈良市平松一丁目843番1地先まで	後	6.0~6.0	45.0	
68	中部第818号線	奈良市平松五丁目593番2地先から	前	7.7~6.0	125.7	
		奈良市五条畑一丁目602番1地先まで	後	7.7~6.7	125.7	
69	中部第854号線	奈良市疋田町五丁目441番4地先から	前	7.7~4.0	111.9	
		奈良市疋田町五丁目443番7地先まで	後	7.7~4.0	111.9	
70	中部第906号線	奈良市あやめ池南四丁目1215番22地先から	前	4.6~3.2	57.2	
		奈良市あやめ池南四丁目1215番7地先まで	後	5.3~3.3	57.2	
71	中部第1349号線	奈良市中山町1390番地先から	前	4.1~3.8	28.4	
		奈良市中山町1854番1地先まで	後	6.6~3.8	28.4	
72	中部第1486号線	奈良市疋田町五丁目452番1地先から	前	5.5~4.9	39.1	
		奈良市疋田町五丁目453番4地先まで	後	6.6~5.1	39.1	
73	西部第17号線	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番127地先から	前	11.5~6.0	91.7	
		奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番124地先まで	後	12.5~6.0	91.7	
74	西部第120号線	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番117地先から	前	5.0~5.0	48.4	
		奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番46地先まで	後	6.1~5.0	48.4	
75	西部第142号線	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番46地先から	前	5.0~5.0	49.8	
		奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番45地先まで	後	6.0~5.0	49.2	
76	西部第280号線	奈良市学園朝日元町二丁目488番12地先から	前	4.3~3.9	51.0	
		奈良市学園朝日元町二丁目481番1地先まで	後	6.1~4.1	51.0	
77	西部第320号線	奈良市学園北二丁目1099番77地先から	前	4.6~4.2	49.6	
		奈良市学園北二丁目1090番58地先まで	後	6.0~4.2	49.6	
78	西部第320号線	奈良市学園北二丁目1090番14地先から	前	4.0~4.0	51.8	
		奈良市学園北二丁目1090番40地先まで	後	4.6~4.0	51.1	
79	西部第323号線	奈良市学園北二丁目1090番85地先から	前	6.1~5.8	181.5	
		奈良市学園北二丁目1090番46地先まで	後	6.2~6.0	181.5	
80	西部第327号線	奈良市学園北二丁目1090番78地先から	前	4.2~3.9	27.0	
		奈良市学園北二丁目1090番27地先まで	後	4.7~4.0	27.0	
81	西部第328号線	奈良市学園北二丁目1090番19地先から	前	4.1~3.9	42.9	
		奈良市学園北二丁目1090番81地先まで	後	4.3~4.2	42.9	
82	西部第354号線	奈良市学園南二丁目915番19地先から	前	5.9~4.6	35.3	
		奈良市学園南二丁目915番34地先まで	後	6.6~4.6	35.3	

83	西部第411号線	奈良市学園大和町五丁目166番4地先から	前	5.6~5.6	41.2	
		奈良市学園大和町五丁目709番26地先まで	後	5.6~5.6	39.8	
84	西部第427号線	奈良市学園南三丁目931番300地先から	前	4.6~3.9	126.8	
		奈良市学園南三丁目931番264地先まで	後	6.0~4.0	126.8	
85	西部第429号線	奈良市学園南三丁目1080番1地先から	前	7.1~4.0	79.0	
		奈良市学園中二丁目1278番1地先まで	後	10.5~4.0	79.0	
86	西部第445号線	奈良市百楽園一丁目2909番51地先から	前	4.7~4.4	107.1	
		奈良市百楽園一丁目2909番60地先まで	後	6.0~4.4	107.1	
87	西部第567号線	奈良市富雄北三丁目2509番1地先から	前	6.5~4.0	44.9	
		奈良市富雄北三丁目2527番2地先まで	後	6.6~4.0	44.9	
88	西部第679号線	奈良市藤ノ木台四丁目1番606地先から	前	4.8~3.0	24.1	
		奈良市藤ノ木台四丁目5016番29地先まで	後	4.8~3.8	24.1	
89	西部第893号線	奈良市富雄元町三丁目1番3地先から	前	3.7~1.9	27.2	
		奈良市富雄元町三丁目1番2地先まで	後	2.9~2.9	27.2	
90	西部第1109号線	奈良市学園中三丁目1542番22地先から	前	6.0~6.0	123.9	
		奈良市学園中二丁目1278番1地先まで	後	9.1~6.0	122.5	
91	月瀬上津線	奈良市月瀬766番地先から	前	3.6~3.0	11.8	
		奈良市月瀬755-2番地先まで	後	3.6~3.6	11.8	
92	桃香野中央線	奈良市桃香野4803-1番地先から	前	4.5~3.3	50.1	
		奈良市桃香野4806-2番地先まで	後	6.2~3.3	50.1	
93	桃香野アヤマ線	奈良市桃香野3836-1番地先から	前	3.5~3.3	62.3	
		奈良市桃香野3782番地先まで	後	7.0~3.3	62.3	
94	長引田山線	奈良市長引944番地先から	前	7.5~3.3	66.7	
		奈良市長引1401番地先まで	後	8.0~3.3	66.7	
95	尾山岩ノ尻線	奈良市長引745番地先から	前	2.0~1.5	68.4	
		奈良市長引745番地先まで	後	2.3~1.5	68.4	
96	尾山西浦線	奈良市長引707-1番地先から	前	7.4~2.8	223.1	
		奈良市尾山142-1番地先まで	後	10.8~2.8	214.4	
97	尾山観梅線	奈良市尾山175-2番地先から	前	2.4~2.1	37.6	
		奈良市尾山63-5番地先まで	後	3.3~2.2	37.6	
98	桃香野桃広1号線	奈良市桃香野1257-1番地先から	前	4.2~3.0	38.5	
		奈良市桃香野5409-2番地先まで	後	5.2~3.2	38.5	
99	桃香野大松線	奈良市桃香野2619-1番地先から	前	4.2~4.2	16.2	
		奈良市桃香野2609番地先まで	後	6.5~6.5	16.2	
100	長引中央線	奈良市長引457番地先から	前	5.3~4.5	91.3	
		奈良市長引279番地先まで	後	7.6~4.5	91.3	
101	林谷線	奈良市小倉町1035の4から	前	8.8~3.8	115.7	
		奈良市小倉町8898まで	後	8.8~3.8	115.7	
102	小倉室生線	奈良市小倉町1193の1から	前	27.2~9.5	266.8	
		奈良市小倉町1233の1まで	後	27.2~9.5	266.8	
103	湯田線	奈良市小倉町1129から	前	6.0~3.6	45.3	
		奈良市小倉町1128の1まで	後	9.2~3.4	39.3	

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)
1	中部第1号線	奈良市疋田町四丁目 228 番地先から	奈良市疋田町五丁目 452 番1地先まで	L=47.2 W=6.1~5.2
2	中部第14号線	奈良市六条二丁目 1163 番7地先から	奈良市六条二丁目 854 番1地先まで	L=54.7 W=15.7~6.7
3	中部第14号線	奈良市六条二丁目 1023 番1地先から	奈良市六条二丁目 1019 番1地先まで	L=23.2 W=6.9~6.3
4	六条石木線	奈良市六条二丁目 1162 番地先から	奈良市六条二丁目 863 番1地先まで	L=128.2 W=9.4~6.7
5	杏神殿線	奈良市杏町 403 番1地先から	奈良市杏町 414 番4地先まで	L=66.6 W=7.2~6.0
6	東部第73号線	奈良市中ノ川町 169 番1地先から	奈良市中ノ川町 162 番1地先まで	L=65.1 W=4.0~2.3
7	東部第146号線	奈良市忍辱山町 1248 番地先から	奈良市忍辱山町 1243 番2地先まで	L=110.9 W=5.7~3.5
8	東部第256号線	奈良市中之庄町 622 番地先から	奈良市中之庄町 629 番地先まで	L=25.2 W=6.3~3.3
9	東部第261号線	奈良市長谷町 777 番2地先から	奈良市長谷町 1710 番地先まで	L=74.9 W=12.0~3.8
10	東部第267号線	奈良市茗荷町 168 番地先から	奈良市茗荷町 1383 番1地先まで	L=56.6 W=2.4~2.1
11	東部第292号線	奈良市和田町 1095 番地先から	奈良市和田町 715 番1地先まで	L=95.5 W=8.5~2.5
12	南部第39号線	奈良市恋の窪三丁目 300 番6地先から	奈良市恋の窪三丁目 306 番地先まで	L=4.0 W=13.5~13.5
13	南部第99号線	奈良市八条一丁目 788 番9地先から	奈良市八条一丁目 780 番3地先まで	L=13.7 W=5.4~5.1
14	南部第152号線	奈良市西九条町 260 番1地先から	奈良市西九条町 151 番1地先まで	L=40.6 W=11.4~11.4
15	南部第153号線	奈良市西九条町四丁目 1 番11地先から	奈良市西九条町四丁目 2 番1地先まで	L=238.2 W=9.0~9.0
16	南部第160号線	奈良市杏町 39 番地先から	奈良市杏町 2 番1地先まで	L=128.8 W=4.1~2.7
17	南部第186号線	奈良市南京終町 740 番1地先から	奈良市南京終町 669 番1地先まで	L=27.2 W=7.0~6.6
18	南部第326号線	奈良市古市町 1863 番2地先から	奈良市古市町 1855 番地先まで	L=72.0 W=7.9~5.2
19	南部第327号線	奈良市古市町 1865 番1地先から	奈良市古市町 1886 番26地先まで	L=104.0 W=9.4~2.4
20	南部第389号線	奈良市八島町 23 番地先から	奈良市八島町 18 番1地先まで	L=61.1 W=2.7~2.0

21	南部第452号線	奈良市山町292番地先から	奈良市山町289番1地先まで	L=64.4 W=3.2~2.2
22	南部第504号線	奈良市池田町325番1地先から	奈良市池田町361番1地先まで	L=100.7 W=6.5~2.4
23	北部第5号線	奈良市法蓮町528番1地先から	奈良市法蓮町474番1地先まで	L=27.0 W=5.0~3.8
24	北部第71号線	奈良市般若寺町314番6地先から	奈良市般若寺町322番2地先まで	L=24.3 W=2.4~2.0
25	北部第170号線	奈良市紀寺町838番2地先から	奈良市紀寺町806番2地先まで	L=44.2 W=6.5~5.4
26	北部第178号線	奈良市高畑町1541番1地先から	奈良市高畑町1541番1地先まで	L=68.0 W=5.5~3.1
27	北部第199号線	奈良市高畑町181番2地先から	奈良市高畑町234番1地先まで	L=104.3 W=8.4~8.3
28	北部第277号線	奈良市杉ヶ町12番1地先から	奈良市大森町301番2地先まで	L=63.5 W=5.8~4.8
29	北部第283号線	奈良市大森町301番2地先から	奈良市大森町5番1地先まで	L=132.3 W=4.7~2.8
30	北部第286号線	奈良市大森町5番1地先から	奈良市大森町6番8地先まで	L=24.9 W=6.2~6.2
31	北部第325号線	奈良市南京終町七丁目575番1地先から	奈良市南京終町七丁目564番1地先まで	L=22.5 W=8.8~7.3
32	北部第328号線	奈良市南京終町六丁目597番1地先から	奈良市南京終町六丁目600番1地先まで	L=71.7 W=4.7~2.3
33	北部第337号線	奈良市南京終町670番地先から	奈良市南京終町669番1地先まで	L=37.9 W=6.0~6.0
34	北部第349号線	奈良市南京終町六丁目597番1地先から	奈良市南京終町七丁目572番5地先まで	L=32.5 W=7.0~6.5
35	北部第492号線	奈良市法蓮町404番1地先から	奈良市法蓮町363番1地先まで	L=55.0 W=8.4~5.0
36	北部第578号線	奈良市法蓮町313番2地先から	奈良市法蓮町306番5地先まで	L=49.0 W=4.2~2.5
37	北部第583号線	奈良市法華寺町272番3地先から	奈良市法華寺町466番2地先まで	L=28.0 W=10.6~3.2
38	中部第51号線	奈良市山陵町284番5地先から	奈良市山陵町280番地先まで	L=26.1 W=9.3~9.1
39	中部第60号線	奈良市山陵町814番地先から	奈良市歌姫町113番地先まで	L=48.2 W=3.6~2.3
40	中部第76号線	奈良市山陵町284番6地先から	奈良市山陵町282番地先まで	L=17.5 W=7.8~5.8
41	中部第93号線	奈良市山陵町280番地先から	奈良市山陵町281番1地先まで	L=10.3 W=6.1~6.1
42	中部第298号線	奈良市四条大路五丁目1番4地先から	奈良市四条大路五丁目139番1地先まで	L=56.3 W=6.9~4.0
43	中部第330号線	奈良市七条東町320番1地先から	奈良市七条東町324番地先まで	L=84.4 W=2.2~1.8

44	中部第338号線	奈良市七条一丁目344番2地先から	奈良市七条一丁目396番2地先まで	L=19.9 W=4.7~4.1
45	中部第338号線	奈良市七条一丁目250番1地先から	奈良市七条一丁目500番地先まで	L=37.8 W=3.8~3.5
46	中部第346号線	奈良市七条一丁目395番1地先から	奈良市七条一丁目395番2地先まで	L=15.3 W=6.0~5.5
47	中部第348号線	奈良市七条一丁目460番3地先から	奈良市七条一丁目445番2地先まで	L=93.1 W=6.3~1.6
48	中部第372号線	奈良市六条二丁目876番1地先から	奈良市六条三丁目1164番3地先まで	L=5.6 W=9.8~9.4
49	中部第525号線	奈良市尼辻中町409番3-2地先から	奈良市尼辻中町409番2地先まで	L=11.9 W=1.6~1.6
50	中部第526号線	奈良市尼辻中町179番1地先から	奈良市尼辻中町409番4地先まで	L=61.9 W=3.3~2.5
51	中部第527号線	奈良市尼辻中町414番地先から	奈良市尼辻中町178番地先まで	L=38.8 W=3.0~1.7
52	中部第559号線	奈良市二条町二丁目72番3地先から	奈良市二条町二丁目76番4地先まで	L=106.9 W=4.6~4.2
53	中部第560号線	奈良市二条町二丁目54番44地先から	奈良市二条町二丁目72番23地先まで	L=21.2 W=5.1~4.9
54	中部第626号線	奈良市三条本町1004番2地先から	奈良市三条本町1012番地先まで	L=80.4 W=11.5~9.0
55	中部第648号線	奈良市三条宮前町234番1地先から	奈良市三条添川町229番1地先まで	L=42.2 W=6.3~5.7
56	中部第666号線	奈良市恋の窪二丁目230番71地先から	奈良市恋の窪二丁目237番4地先まで	L=65.4 W=13.7~10.8
57	中部第678号線	奈良市西大寺赤田町二丁目971番5地先から	奈良市西大寺赤田町一丁目974番8地先まで	L=51.1 W=7.8~4.0
58	中部第680号線	奈良市西大寺竜王町二丁目1517番15地先から	奈良市西大寺竜王町二丁目1517番10地先まで	L=23.9 W=9.1~8.6
59	中部第686号線	奈良市西大寺小坊町320番地先から	奈良市西大寺芝町一丁目2578番地先まで	L=18.9 W=4.0~2.8
60	中部第699号線	奈良市西大寺小坊町319番1地先から	奈良市西大寺小坊町319番2地先まで	L=8.6 W=1.9~1.4
61	中部第732号線	奈良市青野町57番1地先から	奈良市青野町107番3地先まで	L=48.9 W=6.2~4.3
62	中部第735号線	奈良市菅原町506番3地先から	奈良市菅原町500番1地先まで	L=62.8 W=11.2~8.2
63	中部第751号線	奈良市宝来四丁目974番1地先から	奈良市宝来四丁目702番5地先まで	L=63.1 W=5.6~2.4
64	中部第757号線	奈良市平松一丁目106番1地先から	奈良市平松一丁目101番1地先まで	L=27.5 W=4.4~4.0
65	中部第759号線	奈良市平松一丁目828番1地先から	奈良市平松一丁目843番5地先まで	L=71.7 W=3.7~3.5
66	中部第763号線	奈良市宝来三丁目206番1地先から	奈良市宝来四丁目766番2地先まで	L=47.5 W=4.0~2.7

67	中部第765号線	奈良市平松一丁目836番1地先から	奈良市平松一丁目843番1地先まで	L=45.0 W=6.0~6.0
68	中部第818号線	奈良市平松五丁目593番2地先から	奈良市五条畑一丁目602番1地先まで	L=125.7 W=7.7~6.7
69	中部第854号線	奈良市疋田町五丁目441番4地先から	奈良市疋田町五丁目443番7地先まで	L=111.9 W=7.7~4.0
70	中部第906号線	奈良市あやめ池南四丁目1215番22地先から	奈良市あやめ池南四丁目1215番7地先まで	L=57.2 W=5.3~3.3
71	中部第1349号線	奈良市中山町1390番地先から	奈良市中山町1854番1地先まで	L=28.4 W=6.6~3.8
72	中部第1486号線	奈良市疋田町五丁目452番1地先から	奈良市疋田町五丁目453番4地先まで	L=39.1 W=6.6~5.1
73	西部第17号線	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番127地先から	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番124地先まで	L=91.7 W=12.5~6.0
74	西部第120号線	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番117地先から	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番46地先まで	L=48.4 W=6.1~5.0
75	西部第142号線	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番46地先から	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番45地先まで	L=49.2 W=6.0~5.0
76	西部第280号線	奈良市学園朝日元町二丁目488番12地先から	奈良市学園朝日元町二丁目481番1地先まで	L=51.0 W=6.1~4.1
77	西部第320号線	奈良市学園北二丁目1099番77地先から	奈良市学園北二丁目1090番58地先まで	L=49.6 W=6.0~4.2
78	西部第320号線	奈良市学園北二丁目1090番14地先から	奈良市学園北二丁目1090番40地先まで	L=51.1 W=4.6~4.0
79	西部第323号線	奈良市学園北二丁目1090番85地先から	奈良市学園北二丁目1090番46地先まで	L=181.5 W=6.2~6.0
80	西部第327号線	奈良市学園北二丁目1090番78地先から	奈良市学園北二丁目1090番27地先まで	L=27.0 W=4.7~4.0
81	西部第328号線	奈良市学園北二丁目1090番19地先から	奈良市学園北二丁目1090番81地先まで	L=42.9 W=4.3~4.2
82	西部第354号線	奈良市学園南二丁目915番19地先から	奈良市学園南二丁目915番34地先まで	L=35.3 W=6.6~4.6
83	西部第411号線	奈良市学園大和町五丁目166番4地先から	奈良市学園大和町五丁目709番26地先まで	L=39.8 W=5.6~5.6
84	西部第427号線	奈良市学園南三丁目931番300地先から	奈良市学園南三丁目931番264地先まで	L=126.8 W=6.0~4.0
85	西部第429号線	奈良市学園南三丁目1080番1地先から	奈良市学園中二丁目1278番1地先まで	L=79.0 W=10.5~4.0
86	西部第445号線	奈良市百楽園一丁目2909番51地先から	奈良市百楽園一丁目2909番60地先まで	L=107.1 W=6.0~4.4
87	西部第567号線	奈良市富雄北三丁目2509番1地先から	奈良市富雄北三丁目2527番2地先まで	L=44.9 W=6.6~4.0
88	西部第679号線	奈良市藤ノ木台四丁目1番606地先から	奈良市藤ノ木台四丁目5016番29地先まで	L=24.1 W=4.8~3.8
89	西部第893号線	奈良市富雄元町三丁目1番3地先から	奈良市富雄元町三丁目1番2地先まで	L=27.2 W=2.9~2.9

90	西部第1109号線	奈良市学園中三丁目1542番22地先から	奈良市学園中二丁目1278番1地先まで	L=122.5 W=9.1~6.0
91	月瀬上津線	奈良市月瀬766番地先から	奈良市月瀬755-2番地先まで	L=11.8 W=3.6~3.6
92	桃香野中央線	奈良市桃香野4803-1番地先から	奈良市桃香野4806-2番地先まで	L=50.1 W=6.2~3.3
93	桃香野アヤマ線	奈良市桃香野3836-1番地先から	奈良市桃香野3782番地先まで	L=62.3 W=7.0~3.3
94	長引田山線	奈良市長引944番地先から	奈良市長引1401番地先まで	L=66.7 W=8.0~3.3
95	尾山岩ノ尻線	奈良市長引745番地先から	奈良市長引745番地先まで	L=68.4 W=2.3~1.5
96	尾山西浦線	奈良市長引707-1番地先から	奈良市尾山142-1番地先まで	L=214.4 W=10.8~2.8
97	尾山観梅線	奈良市尾山175-2番地先から	奈良市尾山63-5番地先まで	L=37.6 W=3.3~2.2
98	桃香野桃広1号線	奈良市桃香野1257-1番地先から	奈良市桃香野5409-2番地先まで	L=38.5 W=5.2~3.2
99	桃香野大松線	奈良市桃香野2619-1番地先から	奈良市桃香野2609番地先まで	L=16.2 W=6.5~6.5
100	長引中央線	奈良市長引457番地先から	奈良市長引279番地先まで	L=91.3 W=7.6~4.5
101	林谷線	奈良市小倉町1035の4から	奈良市小倉町8898まで	L=115.7 W=8.8~3.8
102	小倉室生線	奈良市小倉町1193の1から	奈良市小倉町1233の1まで	L=266.8 W=27.2~9.5
103	湯田線	奈良市小倉町1129から	奈良市小倉町1128の1まで	L=39.3 W=9.2~3.4

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第202号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第695号線	奈良市西大寺国見町一丁目2196番13地先から 奈良市西大寺国見町一丁目2196番10地先まで	前	8.9~17.8	76.0	
			後	7.8~7.9	76.0	

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第203号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	始点	終点	備考 (m)
1	中部第1500号線	奈良市西大寺南町 2413 番地先から	奈良市西大寺国見一丁目 2326 番 3 地先まで	L=262.1 W=7.0~103.0
2	中部第1708号線	奈良市西大寺南町 2384 番地先から	奈良市西大寺南町 2128 番地先まで	L=21.0 W=4.0
3	中部第1709号線	奈良市西大寺南町 2383 番地先から	奈良市西大寺南町 2243 番 1 地先まで	L=36.5 W=4.0~17.0
4	中部第1713号線	奈良市西大寺南町 2399 番 6 地先から	奈良市西大寺南町 2406 番 7 地先まで	L=49.0 W=6.0

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	始点	終点	備考 (m)
1	中部第695号線	奈良市西大寺国見町一丁目 2196 番 13 地先から	奈良市西大寺国見一丁目 2196 番 10 地先まで	L=76.0 W=7.8~7.9
2	中部第1500号線	奈良市西大寺南町 2413 番地先から	奈良市西大寺国見一丁目 2326 番 3 地先まで	L=262.1 W=7.0~103.0
3	中部第1708号線	奈良市西大寺南町 2384 番地先から	奈良市西大寺南町 2128 番地先まで	L=21.0 W=4.0
4	中部第1709号線	奈良市西大寺南町 2383 番地先から	奈良市西大寺南町 2243 番 1 地先まで	L=36.5 W=4.0~17.0
5	中部第1713号線	奈良市西大寺南町 2399 番 6 地先から	奈良市西大寺南町 2406 番 7 地先まで	L=49.0 W=6.0

(令和3年4月1日掲示済)

奈良市告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、令和3年4月1日から次の市道路線を自転車歩行者専用道路に指定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	中部第1503号線	奈良市菅原町 197 番地先から	奈良市菅原町 190 番地先まで	L=37.0 W=4.0
2	中部第1506号線	奈良市青野町 9 番 1 地先から	奈良市青野町 10 番 1 地先まで	L=35.5 W=4.0
3	中部第1513号線	奈良市菅原町 193 番地先から	奈良市菅原町 195 番 1 地先まで	L=36.0 W=4.0

4	中部第1532号線	奈良市菅原町48番地先から	奈良市菅原町41番地先まで	L=27.5 W=3.8
5	中部第1708号線	奈良市西大寺南町2384番地先から	奈良市西大寺南町2128番地先まで	L=21.0 W=4.0
6	中部第1709号線	奈良市西大寺南町2383番地先から	奈良市西大寺南町2243番1地先まで	L=36.5 W=4.0~17.0
7	中部第1712号線	奈良市菅原町462番地先から	奈良市菅原町47番地先まで	L=41.1 W=4.0~6.0

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、令和3年4月1日から次の市道路線を歩行者専用道路に指定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	中部第1755号線	奈良市西大寺国見町一丁目2326番3地先から	奈良市西大寺南町2369番4地先まで	L=42.2 W=4.0
2	西部第1492号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目382番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目476番地先まで	L=6.0 W=6.0
3	西部第1493号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目388番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目395番地先まで	L=31.1 W=6.0
4	西部第1494号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目488番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目434番地先まで	L=37.5 W=0.4~4.2
5	西部第1495号線	奈良市中登美ヶ丘五丁目449番地先から	奈良市中登美ヶ丘五丁目299番地先まで	L=10.1 W=4.0

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第207号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦	戸籍謄抄本交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税（非課税）証明書交付手数料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、

で、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB16階 パーソルテンプスタッフ株式会社 西日本OS事業本部 本部長 藤原 理絵	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 届書等閲覧手数料 住民基本台帳閲覧手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 住民票の写し広域交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 個人番号カード再交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 電子証明書発行手数料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和5年2月28日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第209号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定により、次のとおり民生委員の定数を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第2条の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 民生委員の定数

778名

2 定めた年月日

令和3年4月1日

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第210号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風(4種混合)	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	別紙1のとおり
ジフテリア・破傷風(2種混合)	11歳以上13歳未満の者		

<p>麻しん・風しん(MR)、 麻しんまたは風しん</p>	<p>1 生後12か月から生後24 か月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性</p>	<p>厚生労働省ホームページによる</p>
<p>日本脳炎</p>	<p>1 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者 <特例> ・平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上20歳未満の者 ・平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者で平成22年3月31日までに第1期の予防接種が終了していない者で9歳以上13歳未満にある者</p>	<p>別紙1のとおり</p>
<p>結核 (BCG)</p>	<p>1 歳に至るまでの間にある者</p>	
<p>ヒブ感染症</p>	<p>生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者</p>	
<p>小児肺炎球菌感染症</p>	<p>生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者</p>	
<p>ヒトパピローマウイルス感染症</p>	<p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</p>	
<p>水痘</p>	<p>生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者</p>	
<p>B型肝炎</p>	<p>1歳に至るまでの間にある者</p>	
<p>ロタウイルス感染症</p>	<p><経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン>出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者 <五価経口弱毒性ロタウイルスワクチン>出生6週0</p>	

	日後から出生 32 週 0 日後までの間にある者		
成人用肺炎球菌感染症	65 歳の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者		別紙 2 のとおり

2 接種不適合者

- (1) 明らかな発熱 (37.5℃以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) 風しん予防接種の対象者 3 にあつては、当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの及び風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、定期の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (6) BCG 接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B 型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs 抗原陽性の者の胎内または産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者 (その治療が完了したものを除く。)、重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (9) 肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。) に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病にかかる法第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCG については、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種対象者については、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

4 料金

- (1) 成人用 23 価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金 3,000 円
- (2) それ以外の予防接種については、無料
- (3) 接種当日に、奈良市に住民登録がない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料 (全額負担)

5 長期療養者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、ロタウイルス感染症を除く当該特定疾病に係る予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 第 5 条第 1 項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年、成人用肺炎球菌感染症については 1 年を経過する日までの間 (厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。)、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。 (令第 1 条の 3 第 2 項関係)

6 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

別紙1

令和 3年 4月 1日現在

管理医師名	予防接種を行う主たる場所		予防接種の種類											
	医療機関名	所在地（奈良市）	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	ジフテリア 破傷風	ポリオ	麻疹 風しん 1期 2期	日本 脳炎	B C G	ヒ ブ	小児 肺炎 球菌	ヒト パロ マイ ウス	水 痘	B 型 肝 炎	ロ タ
有馬 純	ありまこどもク リニック	北登美ヶ丘四丁目1-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯田 孝志	飯田医院	北市町36									○			
飯田 二昭	飯田医院	三条添川町3-3				○					○			
石井 新	あやめ池いしい婦 人科クリニック	あやめ池北一丁目32- 21A204									○			
北村 いずみ	いずみクリニッ ク	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤 太祐	伊藤医院	南永井町377-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乾 秀和	いぬいクリニッ ク	疋田町二丁目1-5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
津田 勇平	今村糖尿病内科 津田外科診療所	秋篠新町269-4		○		○	○				○			
入江 紀夫	入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
岩井 均	岩井内科クリ ニック	大宮町四丁目331-1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
岩佐 隆太郎	岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1				○	○					○		
上繁 宣雄	うえしげクリ ニック	三条桧町17-17 メディコートFSA2F							○	○	○	○		
植村 武博	植村医院	般若寺町170	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薄葉 恵史	薄葉医院	古市町1823									○			
江川 信一	江川内科消化器 科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	○	○	○	○	○				○	○	○	
江崎 友通	江崎内科外科医 院	神功三丁目7-29	○	○	○	○	○				○	○		
衛藤 壽昭	衛藤医院	学園南一丁目1-17		○		○	○		○	○	○			
村井 由佳	Mキッズクリ ニック	西登美ヶ丘二丁目11-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴原 志のぶ	大西クリニック	漢国町10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大橋 一博	大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大森 正晴	おおもりクリ ニック	六条二丁目18-36		○		○	○				○	○		
三好 毅志	おかたに病院	南京終町一丁目25-1									○			
岡村 義郎	岡村産婦人科	西木辻町30-10									○			
小川 浩史	おがわ小児科診 療所	鶴舞東町2-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奥 成顕	奥医院	東城戸町53	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
折橋 透	折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鍛冶田 英俊	鍛冶田クリニッ ク	北登美ヶ丘三丁目12-15									○			
梶本 吉孝	かじもとこども クリニック	学園大和町二丁目31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

加藤 まどか	加藤内科医院	三条町606-98 宇和島商会ビル1F						○						○	○	○			
上辻 秀和	かみつじこども クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○		
河原 邦彦	河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981- 105												○					
北岡 健	北岡クリニック	林小路町1-11												○					
喜多野 章夫	喜多野診療所	中筋町15						○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
北山 勘解由	北山医院	芝辻町一丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木下 信英	木下こども診療 所	西大寺赤田町一丁目2- 10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清塚 康彦	きよ女性クリ ニック	石木町50-1												○					
藪田 典明	クレヨン小児科	三松一丁目2-8-101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
葺石 安利	こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F						○	○			○	○	○					
国分 清和	国分医院	南紀寺町五丁目53-1	○	○	○	○													
後藤 昇	後藤医院	右京三丁目19-1						○	○							○			
小林 礼子	こばやし耳鼻咽 喉科	学園北一丁目9-1 パラディⅡ5F	○	○	○	○	○								○	○	○		
小山 康男	小山医院	中山町西三丁目444-1		○				○	○					○					
久永 倫聖	済生会奈良病院	八条四丁目643	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
榎木 登	西大寺セントラ ルクリニック	菅原東二丁目20-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
齋藤 裕司	齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984- 58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒井 基成	酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
坂口 嘉一	坂口医院	瓦堂町6-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐野 公彦	佐野内科医院	小西町10		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
澤井 伸之	沢井病院	船橋町8	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩谷 直久	塩谷内科診療所	左京一丁目13-37		○				○	○						○	○			
志田 泰明	しだ小児科クリ ニック	中登美ヶ丘三丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄野 正生	庄野整形外科	六条二丁目19-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白山 玲朗	しらやま医院	尼辻中町10-27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西尾 博至	市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井戸 芳樹	新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2													○				
神野 進	しんのクリニッ ク	恋の窪一丁目5-1													○				
杉原 研吾	すぎはら婦人科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F													○				
西原 信	すすくこども クリニック	菅原町648-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木 秀夫	鈴木内科クリ ニック	西大寺本町5-8	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○

須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目109-1	○	○	○	○				○	○	○	○	○				
染川 智	そめかわクリニック 内科・循環器内科	中山町西四丁目456-1 T. S. ビル201	○	○	○	○	○			○	○		○	○				
高井 一郎	高井レディース クリニック	油阪町1-66										○						
高橋 淳人	たかはし耳鼻咽 喉科	大安寺町515-2										○						
高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31		○		○	○			○	○	○	○					
高山 辰男	高山クリニック	柏木町190-5										○						
田北 秀夫	田北クリニック	佐紀町2ならファミリー 別館3号館2・3F	○	○	○	○	○							○	○			
竹谷 直喜	竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F		○			○							○				
竹村 猛雄	竹村内科医院	椿井町33	○	○	○	○	○						○	○	○			
辰巳 勝彦	辰巳内科医院	六条一丁目3-39	○	○	○	○	○			○	○		○					
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目14-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷掛 駿介	谷掛整形外科診 療所	神殿町644-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西 智奈美	田村医院	四条大路一丁目7-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
園部 千絵	ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
柳生 彰子	辻野医院	学園朝日町2-15-2											○					
辻本 達寛	つじもとクリ ニック	学園北二丁目1-5ローレルコー ト学園前レジデンス施設棟1F	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1								○	○							
音川 公治	帝塚山クリニッ ク	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F		○		○	○						○					
寺崎 豊博	寺崎クリニック	南城戸町67											○					
富和 清隆	東大寺福祉療育 病院	雑司町406-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千田 史郎	富雄医院	富雄元町三丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎 拓也	とみお岩崎クリ ニック	二名三丁目1046-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村 徹	富雄産婦人科	三松四丁目878-1											○					
北神 敬司	登美ヶ丘クリ ニック	中登美ヶ丘四丁目3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浅尾 豊彦	登美ヶ丘こども クリニック	登美ヶ丘三丁目4-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中井 章至	中井医院	大宮町三丁目4-33											○					
永井 稔子	永井医院	西木辻町138-1	○	○	○	○	○							○				
中岡 伸悟	中岡内科クリ ニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・ アレルギー科医院	朱雀五丁目3-8		○		○	○											
中川 佳昭	中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	○	○	○	○	○						○					
中島 仁一	中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F					○						○					

永田 厚	永田医院	芝辻町四丁目13-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中野 昌芳	中野産婦人科 新大宮院	四条大路一丁目3-57																			○				
中野 司朗	中野司朗レディー スクリニック	北登美ヶ丘五丁目2-1																						○	
永野 徳忠	永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中邨 弘重	なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相良 洋三	奈良市立興東診 療所	大柳生町4254																						○	
相良 洋三	奈良市立田原診 療所	横田町336-1																						○	
園田 良英	奈良市立月ヶ瀬 診療所	月ヶ瀬尾山2790	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 貫太郎	奈良市立都祁診 療所	都祁白石町1084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島 正幸	奈良市立柳生診 療所	邑地町2786	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
櫻井 立良	奈良西部病院	三碓町2143-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 明美	ならやま診療所	右京三丁目2-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南部 光彦	なんぶ小児科ア レルギー科	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新家 興	にいのみ小児科	藤ノ木台三丁目4-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西浦 孝彦	西浦クリニック	三条本町7-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西尾 功	西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市川 益子	西川耳鼻咽喉科 医院	右京三丁目23-6																							○
西村 吉明	西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シティプラザ2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諏訪 好信	西脇医院	菅原町506-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西脇 英樹	西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13																							○
野上 隆司	のがみこどもク リニック	六条西一丁目12-59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本 耕二	はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル2F																							○
秦 健司	秦医院	西大寺国見町二丁目1- 13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原田 清行	はらだ医院	紀寺町607	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原田 幸児	はらだ糖尿病・ 腎・内科クリ ニック	中登美ヶ丘三丁目1番 地1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東谷 澄彦	東谷医院	南魚屋町37																							○
細川 彰子	ひかりクリニッ ク	学園北一丁目8-8 サンライトビル5F																							○
久永 浩靖	久永婦人科クリ ニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F																							○
日吉 基文	日吉耳鼻咽喉科 クリニック	中登美ヶ丘三丁目2-101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平岡 伸太郎	ひらおか内科ク リニック	あやめ池南六丁目3-36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平野 佳成	平野医院	西大寺東町二丁目1-52																							○

広岡 孝雄	広岡西部診療所	赤膚町1032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸田 慶五郎	ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島 徹	福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前5F					○							
福山 学	福山医院	尼辻中町11-3	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
宮川 宣之	平城診療所	朱雀三丁目8-2	○	○	○	○	○					○	○	
堀池 信雄	堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	○	○	○	○	○					○		
前川 泰寛	前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3										○	○	
前田 知行	まえだ医院	朱雀四丁目1-5										○		
前田 米造	前田医院	西新在家町2-6					○	○						
前田 紀夫	前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松井 滋	松井医院	三条松町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横山 聡子	まほろばクリニック	奈良阪町2271-3										○		
三谷 紀之	三谷医院	神殿町171-4	○	○	○	○	○					○		
山本 泰弘	むくぼ医院	平松一丁目31-22		○		○	○							
村嶋 徳昭	村嶋小児科医院	芝辻町二丁目11-7 大島ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田 正純	森田医院	高天市町32	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
森田 隆一	森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森 啓一郎	森内科クリニック	学園北一丁目11-4エル ・アベニュー学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森村 昌史	森村医院	秋篠町922	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
矢追 公一	矢追医院	高畑町1112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安居 資司	やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄4F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保田 正憲	保田クリニック	東九条町718-3	○	○	○	○						○		
安田 純也	安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎 政直	やまざきクリニック	佐紀町2762-4					○							
山田 貴	やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205		○		○	○					○		
田浦 良彦	大和診療所	大宮町二丁目6-9	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
山根 佳子	やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2										○		
山本 和邦	やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本 敏朗	山本内科医院	三条本町9-1三条通ガーデンハイツ1F	○		○	○	○					○		

酒井 武司	陽クリニック	大宮町四丁目241-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 洋子	洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2										○		
宮野 栄三	吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1										○		
吉本 宗平	吉本医院	大宮町六丁目5-5	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
米田 諭	よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
近藤 雄二	らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F				○						○		
和田 義史	和田医院	恋の窪三丁目7-3	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
和田 隆昭	和田内科外科医院	六条緑町三丁目8-48	○	○	○	○	○					○	○	○

別紙2 成人用23価肺炎球菌登録医療機関 (令和3年4月1日現在)

管理医師名	予防接種を行う主たる場所		電話(0742)
	医療機関名	所在地(奈良市)	
青木 秀夫	あおきクリニック	あやめ池南六丁目8-40	81-7596
遊田 泰匠	あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	35-2202
阿部 泰士	阿部クリニック	学園南一丁目2-20	44-5155
林 俊宏	あやめ池診療所	あやめ池南六丁目1-7	45-0460
石井 新	あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32-21 A204	52-0600
飯田 孝志	飯田医院	北市町36	23-0701
飯田 二昭	飯田医院	三条添川町3-3	34-0333
五十嵐 修一	いがらし整形外科	朱雀三丁目14-1 プロムナード高の原2F	71-5553
池田 朋博	いけだクリニック	中町4842-1	93-4381
石崎 直之	石崎内科天満診療所	高畑町1073 中尾ビル102	27-3601
北村 いずみ	いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	52-2601
伊藤 誉晃	伊藤医院	五条町9-43	35-5557
伊藤 太祐	伊藤医院	南永井町377-3	61-3677
稲垣 紘武	稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目5-14	49-0777
乾 秀和	いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	81-7810
津田 勇平	今村糖尿病内科津田外科診療所	秋篠新町269-4	47-7082
入江 紀夫	入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	30-5151
岩井 均	岩井内科クリニック	大宮町四丁目331-1	33-3006
岩崎 壽美	岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町5-58	46-3357
岩佐 隆太郎	岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1	40-3331
上繁 宣雄	うえしげクリニック	三条桧町17-17 メディコートFSA2F	36-7564
植村 武博	植村医院	般若寺町170	26-5395
植山 和久	植山医院	朱雀五丁目11-12	70-6555
薄葉 恵史	薄葉医院	古市町1823	61-2072
梅谷 尚弘	梅谷内科クリニック	富雄川西二丁目7-7 富雄川西メディカルビル1F	47-1151
梅木 健一	梅の木クリニック	尼辻中町10-25	30-3633
浦元 弘樹	うらもとクリニック	四条大路一丁目3-53	93-7575
江川 信一	江川内科消化器科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	24-9055
江崎 友通	江崎内科外科医院	神功三丁目7-29	71-3336
衛藤 壽昭	衛藤医院	学園南一丁目1-17	43-2525

枝川 右	おうとくクリニック	三条本町8-1	32-0109
大西 利明	大西内科医院	あやめ池南二丁目2-8	46-5381
大橋 一博	大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	35-6860
大前 利市	おおまえ医院	大宮町三丁目1-33 エクセレンスビル1F	33-7830
大森 正晴	おおもりクリニック	六条二丁目18-36	53-3955
小川 浩史	おがわ小児科診療所	鶴舞東町2-26 第二岡田ビル1F	44-1155
奥 成顕	奥医院	東城戸町53	22-6113
尾崎 二郎	尾崎二郎整形外科東大寺前	川久保町19-1	20-2601
水本 靖士	おしくまクリニック	押熊町547-1 忍熊ビル1F	53-1700
折橋 透	折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	45-4777
甲斐 康之	甲斐内科消化器内科クリニック	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	81-3565
宗本 将嗣	学園前診療所	学園北一丁目15-8	43-2551
香月 憲一	学園南クリニック	学園大和町二丁目27	51-9111
鍛冶田 英俊	鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目12-15	52-3001
柏井 浩希	柏井クリニック	芝辻町四丁目13-3	34-5451
片岡 裕	片岡診療所	二条町二丁目3-10	33-5385
香月 脩二	かづきクリニック	大宮町五丁目1-10-1	32-3201
加藤 まどか	加藤内科医院	三条町606-98 宇和島商会ビル1F	24-2048
門野 文彦	門野医院	西大寺国見町二丁目3-17	48-9267
岩本 有代	金田内科医院	南市町6	26-6170
金田 能尚	金田内科クリニック	西御門町28 北川ビル2F	26-2255
河原 邦彦	河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981-105	44-1795
北岡 健	北岡クリニック	林小路町1-11	23-9805
喜多野 郁夫	喜多野医院	中筋町26	23-2131
喜多野 章夫	喜多野診療所	中筋町15	22-6041
北村 華奈	北村皮膚科医院	西大寺南町5-8	41-1112
北山 勘解由	北山医院	芝辻町一丁目9-5	33-6383
木下 信英	木下こども診療所	西大寺赤田町一丁目2-10	48-5899
木村 一英	木村内科医院	中山町51-1	43-1110
清塚 康彦	きよ女性クリニック	石木町50-1	53-0411
際本 宏	きわもと泌尿器科クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル3F	52-7580

久貝 充生	くがい整形外科	あやめ池北一丁目32-21-A203	81-3218
楠原 隆義	楠原クリニック	小川町4	26-0026
葺石 安利	こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F	32-0510
国分 清和	国分医院	南紀寺町五丁目53-1	22-2266
小寫 興二	小寫診療所	学園南三丁目4-24	49-1287
後藤 昇	後藤医院	右京三丁目19-1	71-1180
小林 礼子	こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II 5F	40-1133
小山 康男	小山医院	中山町西三丁目444-1	49-2205
近藤 秀明	こんどう泌尿器科・内科クリニック	南京終町710-1	63-7150
榎木 登	西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	49-7523
齋藤 裕司	齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984-58	44-3656
斎藤 正規	斎藤医院	法蓮町969	26-5168
酒井 基成	酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	63-0701
坂口 嘉一	坂口医院	瓦堂町6-1	22-4514
富永 佳成	さくら診療所	南京終町一丁目183-25	50-1600
櫻井 悟良	さくらい悟良整形外科クリニック	鶴舞西町1-16 マツヨシビル2F	81-9711
佐野 公彦	佐野内科医院	小西町10	22-3277
田中 茂樹	佐保川診療所	今在家町38	22-3201
塩田 國人	塩田医院	此瀬町358-1	81-0002
塩谷 直久	塩谷内科診療所	左京一丁目13-37	71-3950
敷地 宏一	しき地診療所	佐保台一丁目3571-208	71-0034
島本 卓也	島本クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH3F	53-2100
清水 豊信	清水整形外科	宝来三丁目7-38	44-2247
清水 和男	清水内科医院	朱雀四丁目1-26	71-3599
清水 一宏	しみず泌尿器科クリニック	西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネス102	40-0432
庄野 正生	庄野整形外科	六条二丁目19-8	46-1235
白井 馨	しらい内科医院	青山四丁目2-3	27-4858
白山 玲朗	しらやま医院	尼辻中町10-27	35-1788
井戸 芳樹	新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2	33-7800
神野 進	しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1	87-0577
西原 信	すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	40-3939

鈴木 秀夫	鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	33-3786
須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目109-1	61-5111
中村 聖香	せいかクリニック	藤ノ木台三丁目2-12	46-8666
染川 智	そめかわクリニック内科循環器内科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル2F	51-9938
高井 一郎	高井レディースクリニック	油阪町1-66	26-0551
高木 元奎	高木医院	三条町2-474 福森ビル2F	26-2050
平盛 裕子	高の原すずらん内科	右京一丁目3-4	95-6888
岡谷 鋼	高畑診療所	高畑町95-1	23-3202
高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31	52-7010
田北 秀夫	田北クリニック	佐紀町2 ならファミリー別館3号館2・3F	36-5551
竹谷 直喜	竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F	45-2011
竹村 猛雄	竹村内科医院	椿井町33	22-4617
辰巳 勝彦	辰巳内科医院	六条一丁目3-39	46-9330
田中 幸博	田中医院	百楽園二丁目1-1	44-6669
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目14-14	71-6660
谷掛 駿介	谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	62-7577
玉木 克彦	玉木耳鼻咽喉科	椿井町43	26-6587
西 智奈美	田村医院	四条大路一丁目7-19	33-0635
園部 千絵	ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	93-7412
墳本 敏彦	つかもと整形外科	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680
柳生 彰子	辻野医院	学園朝日町2-15-2	44-2435
辻本 達寛	つじもとクリニック	学園北二丁目1-5 ローレルコート 学園前レジデンス施設棟1F	51-7000
土谷 利次	土谷耳鼻咽喉科	西紀寺町32-3	23-4187
坪村 達之	坪村診療所	南市町25	22-2756
鶴田 俊介	つるた内科	学園大和町五丁目117	51-3300
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1	64-3033
音川 公治	帝塚山クリニック	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F	41-8833
寺崎 豊博	寺崎クリニック	南城戸町67	22-5091
千田 史郎	富雄医院	富雄元町三丁目1-2	45-0178
岩崎 拓也	とみお岩崎クリニック	二名三丁目1046-1	93-8755
岡本 徹	とみお診療所	三碓二丁目1-6	45-7480

北神 敬司	登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目3	41-6556
浅尾 豊彦	登美ヶ丘こどもクリニック	登美ヶ丘三丁目4-11	52-6123
中井 章至	中井医院	大宮町三丁目4-33	33-7785
永井 稔子	永井医院	西木辻町138	23-2655
中井 澄子	中井耳鼻咽喉科	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668
中岡 伸悟	中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシ ティ西大寺3F	32-3800
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・アレル ギー科医院	朱雀五丁目3-8	70-5433
中川 佳昭	中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	48-1509
長崎 弘	長崎医院	学園北一丁目3-17	45-4114
中島 仁一	中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F	47-3344
永田 厚	永田医院	芝辻町四丁目13-1	34-7025
中田 浩司	なかた整形外科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル1F	53-0051
中野 司朗	中野司朗レディースクリ ニック	北登美ヶ丘五丁目2-1	51-0101
永野 徳忠	永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	45-3550
中邨 弘重	なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学 園前3F	43-7713
中村 英剛	中村脳神経外科クリニック	学園大和町二丁目125-5	81-7774
池島 英之	なないろクリニック	中山町西三丁目218	52-0716
相良 洋三	奈良市立興東診療所	大柳生町4254	93-0130
相良 洋三	奈良市立田原診療所	横田町336-1	81-0027
園田 良英	奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	(0743) 92-0030
佐々木 貫太郎	奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	(0743) 82-1411
島 正幸	奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210
應田 義雄	なら内視鏡クリニック	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ツ1F	32-2882
田中 明美	ならやま診療所	右京三丁目2-2	71-1000
西浦 孝彦	西浦クリニック	三条本町7-21	23-0865
西尾 功	西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	45-0002
市川 益子	西川耳鼻咽喉科医院	右京三丁目23-6	71-9470
西出 正人	にしで整形外科	南京終町二丁目1201-14 エービス ビル1F	63-2500
青山 秀雄	西の京病院西大寺クリニッ ク	西大寺南町4-11 明光第6ビル2F	52-3711
西村 吉明	西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シテイブ ラザ2F	36-1241
西山 隆一	にしやまクリニック	右京一丁目3-4 すずらん南館2F	72-1122

諏訪 好信	西脇医院	菅原町506-7	44-8866
西脇 英樹	西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13	27-3033
野上 隆司	のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	43-1086
橋本 耕二	はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル 2F	25-2828
長谷 隆生	長谷整形外科クリニック	藤ノ木台四丁目6-4	51-6777
秦 健司	秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	45-0822
花本 樹芳	花本診療所	西登美ヶ丘三丁目18-3	46-0731
玄 博允	浜田クリニック	学園南一丁目3-4	45-9000
原田 清行	はらだ医院	紀寺町607	22-6817
原田 幸児	はらだ糖尿病・腎・内科 クリニック	中登美ヶ丘三丁目1-1階	52-1171
東谷 澄彦	東谷医院	南魚屋町37	22-5731
細川 彰子	ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル 5F	51-0051
日吉 基文	日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2 ローレルスク エア登美ヶ丘東館II 101号	52-3871
平岡 伸太郎	ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810
広岡 孝雄	広岡西部診療所	赤膚町1032	45-7451
戸田 慶五郎	ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	52-5500
福島 徹	福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前 II 5F	45-3000
福山 学	福山医院	尼辻中町11-3	33-5135
藤岡 佐由里	藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615
林 健蔵	平城園診療所	秋篠町1567	52-3820
堀池 信雄	堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	43-3359
前川 泰寛	前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3	46-2246
前田 知行	まえだ医院	朱雀四丁目1-5	71-1221
前田 米造	前田医院	西新在家町2-6	27-1233
前田 紀夫	前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	46-3113
松井 滋	松井医院	三条桧町19-4	35-1310
松尾 宏	松尾医院	学園大和町一丁目26	46-3381
松尾 隆広	まつお内科	中登美ヶ丘六丁目6-3-3 リコラス 登美ヶ丘A棟3F	52-8551
松下 隆蔵	松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022
横山 聡子	まほろばクリニック	奈良阪町2271-3	25-2211
森田 倫史	丸山診療所	丸山二丁目1220-163	51-7336

三谷 紀之	三谷医院	神殿町171-4	61-5057
宮際 幹	みやぎわ内科クリニック	押熊町1141	43-5508
山本 泰弘	むくぼ医院	平松一丁目31-22	44-1735
村井 聰	村井整形外科	富雄北二丁目3-3	51-6788
森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	24-3161
森川 暢	森川内科医院	登美ヶ丘一丁目2-16	45-4877
森田 正純	森田医院	高天市町32	22-3836
森田 博文	森田診療所	学園南一丁目2-1	45-0603
森田 隆一	森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	47-5177
森 啓一郎	森内科クリニック	学園北一丁目11-4 エル・アベ ニュー学園前3F	49-6663
森村 昌史	森村医院	秋篠町922	45-4722
矢追 公一	矢追医院	高畑町1112	22-2225
矢倉 俊洋	やぐら歯科内科	朱雀三丁目3-6	95-5303
安居 資司	やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄 4F	43-2587
安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目1052-50	47-0156
安田 純也	安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	44-0385
山形 昇	やまがた内科医院	法蓮町1095	20-6220
山崎 政直	やまざきクリニック	佐紀町2762-4	34-3675
山田 眞一	山田胃腸科肛門科	鳥見町一丁目1-1	47-3870
山田 貴	やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205	81-3246
田浦 良彦	大和診療所	大宮町二丁目6-9	36-5600
山根 佳子	やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2	53-7716
山本 和邦	やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	72-0055
山本 敏朗	山本内科医院	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ツ1F	34-5577
酒井 武司	陽クリニック	大宮町四丁目241-1	32-3720
中川 洋子	洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2	51-1200
吉川 隆洋	吉川診療所	柴屋町4	61-7913
吉本 宗平	吉本医院	大宮町六丁目5-5	33-5111
米田 諭	よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	48-7310
右衛門佐 博千代	よもさ痛みのクリニック	四条大路五丁目1-55	32-5550
近藤 雄二	らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F	26-4165

和田 義史	和田医院	恋の窪三丁目7-3	35-1771
和田 隆昭	和田内科外科医院	六条緑町三丁目8-48	41-2000
三好 毅志	おかたに病院	南京終町一丁目25-1	63-7700
北林 百合之介	五条山病院	六条西四丁目6-3	44-1811
久永 倫聖	済生会奈良病院	八条四丁目643	36-1881
澤井 伸之	沢井病院	船橋町8	23-3086
西尾 博至	市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	24-1251
山形 省吾	石洲会病院	四条大路一丁目9-4	34-6300
齊藤 守重	高の原中央病院	右京一丁目3-3	71-1030
富和 清隆	東大寺福祉療育病院	雑司町406-1	22-5577
平林 秀裕	奈良医療センター	七条二丁目789	45-4591
塚口 勝彦	奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771
櫻井 立良	奈良西部病院	三碓町2143-1	51-8700
今村 豪	奈良セントラル病院	石木町800	93-8520
枝川 篤永	奈良東九条病院	東九条町752	61-1118
有田 憲生	ならまちリハビリテーショ ン病院	杉ヶ町57-1	20-3700
松本 宗明	西奈良中央病院	鶴舞西町1-15	43-3333
高比 康臣	西の京病院	六条町102-1	35-1121
松倉 光晴	松倉病院	川之上突抜町15	26-6941
宮野 栄三	吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1	45-4601

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第211号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市八条一丁目790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 西谷 忠雄	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第212号

固定資産課税台帳に登録すべき令和3年度の固定資産の価格等の全てを登録したので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により公示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第214号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	奈良市立みどりの家歯科診療所にかかる使用料及び 手数料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第215号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市柏木町519番地の7 一般社団法人 奈良市医師会 会長 国分 清和	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	休日歯科応急診療所使用料
2 委託の期間	
委託の期間	徴収事務
令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料
令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	休日歯科応急診療所使用料
(令和3年4月1日揭示済)	
奈良市告示第216号	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。	
令和3年4月1日	
奈良市長 仲川 元庸	
1 受託者・徴収事務	
受託者 奈良県橿原市城殿町459 大和平野土地改良区4階 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 吉岡 豊	徴収事務 狂犬病予防注射済票交付手数料
2 委託の期間	
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
(令和3年4月1日揭示済)	
奈良市告示第217号	
国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。	
令和3年4月1日	
奈良市長 仲川 元庸	
1 事業計画が決定された年月日	
令和3年4月1日	
2 調査を実施する者の名称	
奈良市	
3 調査地域	
奈良市百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目	
4 調査期間	
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
(令和3年4月1日揭示済)	
奈良市告示第218号	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。	
令和3年4月1日	
奈良市長 仲川 元庸	
1 受託者及び徴収事務	
受託者 奈良市三条本町13番1号	徴収事務 ならまちセンター施設使用料

一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	ならまちセンター備品使用料
	ならまちセンター駐車場使用料
	音声館施設使用料
	音声館備品使用料
	なら100年会館施設使用料
	なら100年会館備品使用料
	奈良市美術館展示室使用料

2 委託の期間

受託者	徴収事務
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	ならまちセンター施設使用料
	ならまちセンター備品使用料
	ならまちセンター駐車場使用料
	音声館施設使用料
	音声館備品使用料
	なら100年会館施設使用料
	なら100年会館備品使用料
奈良市美術館展示室使用料	

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第219号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 事業計画が決定された年月日

令和3年4月1日

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市都祁吐山町の一部

4 調査期間

令和3年4月1日 から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第220号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和3年4月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和3年4月5日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年9月4日、同月7日、同月8日、同月11日、同月18日及び同月25日

(令和3年4月5日掲示済)

奈良市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和3年4月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和3年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108524	居宅介護支援	百武合同会社	奈良県奈良市六条二丁目13番2号	どんぐりの実	奈良県奈良市六条二丁目13番2号
2970108532	居宅介護支援	株式会社ケアブレン	奈良県奈良市中町2313-2	ケアプランセンターかごのき	奈良県奈良市中町2517-1

(令和3年4月5日掲示済)

奈良市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和3年4月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和3年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108540	訪問介護	合同会社訪問介護ステーション碧	奈良県奈良市古市町1647-11	訪問介護ステーション碧	奈良県奈良市古市町1647-11

(令和3年4月5日掲示済)

奈良市告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年4月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年2月8日 奈良市指令整開 第20A-34号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年4月5日 第1762号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市秋篠新町264番2の一部、266番、267番1及び412番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号

大和ハウス工業株式会社 奈良支社 支配人 井上 富重

(令和3年4月5日掲示済)

奈良市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項

の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡山 義彦 奈良市六条緑町三丁目4番21号	西川 静雄 奈良市六条緑町三丁目6番26号

2 変更の年月日

令和3年4月1日

(令和3年4月5日掲示済)

奈良市告示第225号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年4月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年4月6日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和3年4月6日掲示済)

奈良市告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年4月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年12月14日 奈良市指令整開 第17A-38号

令和2年12月8日 奈良市指令整開 第17A-38-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 開発行為 令和3年4月7日 第1763号
 公共施設 令和3年4月7日 第870号
- 3 開発区域に含まれる地域
 奈良市東九条町293番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良市三条大路二丁目1番66号
 平井建設株式会社 代表取締役社長 平井 克
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 調整池：奈良市東九条町293番の一部

(令和3年4月7日揭示済)

奈良市告示第228号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和3年4月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
平成31年度国民健康保険料督促状	6月期	令和元年7月19日	令和元年8月2日
平成31年度国民健康保険料督促状	7月期	令和元年8月20日	令和元年9月3日
平成31年度国民健康保険料督促状	8月期	令和元年9月20日	令和元年10月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	9月期	令和元年10月18日	令和元年11月1日
平成31年度国民健康保険料督促状	10月期	令和元年11月20日	令和元年12月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	11月期	令和元年12月20日	令和2年1月6日
平成31年度国民健康保険料督促状	12月期	令和2年1月16日	令和2年1月30日
平成31年度国民健康保険料督促状	1月期	令和2年2月20日	令和2年3月5日
平成31年度国民健康保険料督促状	2月期	令和2年3月19日	令和2年4月2日
平成31年度国民健康保険料督促状	3月期	令和2年4月20日	令和2年5月7日
令和2年度国民健康保険料督促状	6月期	令和2年7月20日	令和2年8月3日
令和2年度国民健康保険料督促状	7月期	令和2年8月20日	令和2年9月3日
令和2年度国民健康保険料督促状	8月期	令和2年9月18日	令和2年10月2日
令和2年度国民健康保険料督促状	9月期	令和2年10月20日	令和2年11月4日
令和2年度国民健康保険料督促状	10月期	令和2年11月20日	令和2年12月4日
令和2年度国民健康保険料督促状	11月期	令和2年12月18日	令和3年1月4日
令和2年度国民健康保険料督促状	12月期	令和3年1月15日	令和3年1月29日
令和2年度国民健康保険料督促状	1月期	令和3年2月19日	令和3年3月5日
令和2年度国民健康保険料督促状	2月期	令和3年3月19日	令和3年4月2日

2 この公示送達により変更した後の指定納期限

令和3年4月26日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和3年4月7日揭示済)

奈良市告示第229号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年4月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年4月9日掲示済）

奈良市告示第230号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により同条第5項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第17項の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月9日

奈良市長 仲川元庸

期	日	令和3年4月21日（水曜日）午後7時から
場	所	奈良市押熊町532番地 おしくま会館 2階会議室
申請内容	申請の要旨	第一種住居地域内における自動車修理工場付店舗の新築工事について
	申請者	奈良トヨタ株式会社 代表取締役 菊池 攻
	申請場所	奈良市押熊町1505番 他
	建築物概要	敷地面積 2,042.62 m ² 建築面積 1,042.48 m ² 延べ面積 1,038.10 m ² 階数 1階

1 この許可にご意見等のある方はご出席ください。

2 この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部建築指導課までお問い合わせください。電話：0742-34-4750（直通）

(令和3年4月9日揭示済)

奈良市告示第231号

令和3年奈良市告示第210号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。
令和3年4月9日

奈良市長 仲川元庸

別紙2の表中

「

花本 樹芳	花本診療所	西登美ヶ丘三丁目 18-3	46-0731
-------	-------	---------------	---------

」を

「

花本 樹芳	花本クリニック	西登美ヶ丘三丁目 18-3	46-0731
-------	---------	---------------	---------

」に改める。

(令和3年4月9日揭示済)

奈良市告示第232号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示する。

令和3年4月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和3年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。
- 3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所
氏名 福竹 徹
住所 滋賀県草津市渋川1丁目2番-2407号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

(令和3年4月9日揭示済)

奈良市告示第233号

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の特例規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注	16歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年2月28日	西部公民館 ミ・ナーラ ホテル日航奈良

- 2 接種不適当者
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で本予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなる者
 - (4) 本予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を

呈したことがあることが明らかな者

(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(7) 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

4 接種回数と料金

接種回数は2回。料金は無料。

5 その他

不明な点については、健康医療部新型コロナウイルスワクチン接種推進課に問い合わせること。

(令和3年4月9日揭示済)

奈良市告示第234号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年4月9日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
七条東町8番56号	西大寺国見町二丁目4番17号	
四条大路四丁目1番47号	三条大路四丁目6番7号	
百楽園二丁目10番9-2号	四条大路五丁目1番35-20号	
西登美ヶ丘八丁目14番5号	帝塚山南一丁目8番20号	
大宮町二丁目7番17号	北登美ヶ丘四丁目13番13号	
あやめ池北三丁目5番6号	六条緑町二丁目16番15号	
学園南二丁目7番24号	北登美ヶ丘二丁目20番1号	
学園緑ヶ丘三丁目21番9号	西大寺赤田町一丁目2番13-2号	
秋篠三和町二丁目8番12号	西大寺東町一丁目4番22-室番号	
疋田町三丁目3番29号	登美ヶ丘五丁目16番11-1号	
芝辻町一丁目3番10-室番号	登美ヶ丘五丁目16番11-2号	
五条畑一丁目32番22号	登美ヶ丘六丁目8番3-2号	
若葉台四丁目6番6号	西大寺南町5番23-室番号	
西登美ヶ丘一丁目5番2号	西大寺南町16番19-室番号	
西登美ヶ丘一丁目5番3号	奈良市大宮町五丁目1番19号	
三条桧町1番55号	奈良市三碓三丁目2番2号	
富雄北一丁目4番17号	奈良市若葉台二丁目2番21号	
大宮町二丁目4番4号	奈良市六条西三丁目15番6号	
芝辻町三丁目2番9号		

(令和3年4月9日揭示済)

奈良市告示第235号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区

域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年4月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年4月12日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年4月12日揭示済）

奈良市告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年4月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年12月11日 奈良市指令整開 第20A-29号

令和3年3月23日 奈良市指令整開 第20A-29-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年4月13日 第1764号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二条大路南二丁目133番1、135番1及び135番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町400番の5

木本 博幸

（令和3年4月13日揭示済）

奈良市告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年4月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
 令和2年9月28日 奈良市指令整開 第20A-18号
 令和2年11月26日 奈良市指令整開 第20A-18-1号
 令和3年3月9日 奈良市指令整開 第20A-18-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 開発行為 令和3年4月13日 第1765号
 公共施設 令和3年4月13日 第871号
- 3 開発区域に含まれる地域
 奈良市中町2102番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良県大和郡山市柳町20番地3
 株式会社 環 代表取締役 大西 輝夫
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 道路：奈良市中町2102番1の一部

(令和3年4月13日揭示済)

奈良市告示第238号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年4月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
 令和3年4月15日
- 3 移動対象区域
 近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
 奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
 午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 ア 移動費自転車 2,000円
 原動機付自転車 4,000円
 イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
 奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年4月15日揭示済)

奈良市告示第240号

令和3年奈良市告示第210号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和3年4月15日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

「

田中 明美	ならやま診療所	右京三丁目2-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	---------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」
を
「

田中 明美	ならやま診療所	右京三丁目2-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	---------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」
に改める。

(令和3年4月15日揭示済)

奈良市告示第241号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
どんぐりの実	奈良県奈良市六条二丁目13番2号	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和3年4月1日
百武合同会社	奈良県奈良市六条二丁目13番2号		
ケアプランセンターかごのき	奈良県奈良市中町2517-1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和3年4月1日
株式会社 ケアプレーン	奈良県奈良市中町2313-2		
訪問介護ステーション碧	奈良県奈良市古市町1647-11	居宅 訪問介護	令和3年4月1日
合同会社訪問介護ステーション碧	奈良県奈良市古市町1647-11		

(令和3年4月15日揭示済)

奈良市告示第242号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和3年4月15日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市六条町113番4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
道路の位置	奈良市神殿町390番1の一部及び391番15
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	37.52m
指定年月日	令和3年4月15日
指定番号	第R0207号

(令和3年4月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第16号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年4月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年4月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
大湊町 3893-2 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
月ヶ瀬長引地区	②	分流	月ヶ瀬月瀬 398-1 月ヶ瀬浄化センター
三条大路一丁目 642-7	③	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
山陵町 820-1	④	分流	
白毫寺町 157-2 他	⑤	分流	
中山町西二丁目 946-4 他	⑥	分流	
東九条町 293	⑦	分流	
四条大路五丁目 8-19	⑧	分流	

位置図省略

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局公金徴収事務等委託規程（平成6年奈良市水道局管理規程第11号）第4条の規定に基づき、次のとおり徴収事務等を委託したので告示する。

令和3年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 委託の範囲 (1) 水道料金、下水道使用料及び手数料等の収納の事務
(2) 水道料金及び下水道使用料に係る窓口業務、開閉栓業務、徴収業務、滞納整理業務その他これらの業務に付随する業務
(3) 水道メーターの計量業務及び取替業務
- 受託者 大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番12号 空研ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店
支店長 篠原 信成
- 委託期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第18号

奈良市企業局公金徴収事務等委託規程（平成6年奈良市水道局管理規程第11号）第4条の規定に基づき、次のとおり徴収事務等を委託したので告示する。

令和3年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 委託の範囲 宿日直窓口における水道料金及び下水道使用料等の収納業務

- 2 受託者 奈良市芝辻町四丁目6-2
南都ビルサービス株式会社
代表取締役 田畑 晴敏
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年4月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社 オーケー エス	代表取締役 北岡 好勝	大阪府大阪市浪速区敷津西二丁目1 番12号	令和3年3月31日

(令和3年4月2日揭示済)

奈良市企業局告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市公共下水道の事業認可および変更図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供する。

令和3年4月7日

奈良市公営企業管理者 池田 修

【縦覧場所】

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局事業部下水道事業課

【縦覧する図書】

- ・事業地を表示する図面一式（位置図、平面図）
- ・設計の概要を表示する図面一式

(令和3年4月7日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会令和3年4月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和3年4月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

- 1 日時
令和3年4月14日（水） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市法華寺町264番地1
企業局4階 大会議室
- 3 審議案件
- ・法令等に基づく事務関係
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条、第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (5) 水田・畑地造成形質変更届出について（3月専決処理分）
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 知事許可について（3月許可分）

(令和3年4月7日揭示済)